

Ⅱ か こ ま な 過去を学ぶ



ちゅうるい どうぜんしんふくげんこっかくひょうほん
忠類ナウマン象全身復元骨格標本

プロローグ II

日が暮れかけた柏林に、斧をふるって木を伐る一人の男の姿がありました。

木を伐り倒し、馬を使って根をおこし、土を耕す暮らしがもう三年も続いています。初めて開墾した土地は猫の額ほどの畑となり、わずかばかりの作物が育っていました。

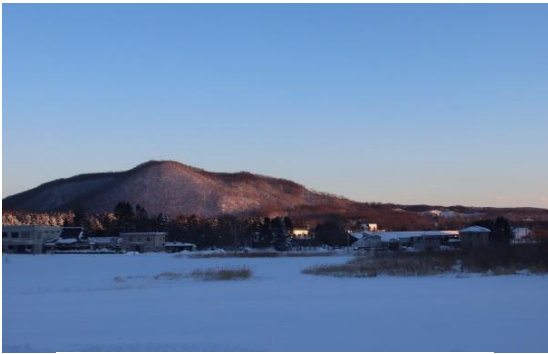
この男は何を思って、来る日も来る日も木を伐り、土をおこしているのでしょうか。

うっそうとした柏林も、この男の目には別の風景に見えるのでした。それは見渡すばかりの畑であり、そこに青々と作物が育ち、風にそよぐ風景でした。畑には妻や子が時折笑い声を上げながら仕事に励む姿がありました。

「俺にはもう帰るところがない。俺にはここしかないんだ。」

男の口からつぶやきが漏れます。

気づけばもうとっぷりと日が暮れています。ふと見上げるとチョマイワが黒々と迫り来るようにそびえています。



「朝日に照らされる

チョマイワ (丸山)」

「神のすむ山…、恐ろしい山…。」

男は再びつぶやきました。

「俺の所業は神の怒りをかうのか。はたまた神の祝福を受けるのか。たとえ神の怒りにふれようとも、俺はこの土地を拓かなければならない。妻や子のために。そして後に続く多くの人のために。」

遠くから幼い子どもの声が聞こえます。

「お父ちゃん、もう日が暮れたよ。早く帰って来て。」

少し離れたところにこの男の家があります。掘り立て板葺きの申し訳程度に床を貼ったあばら屋でした。

囲炉裏の火が映えているのでしょうか。窓がほんのりと赤く見えます。その家の庭先で子どもが父親を呼んでいるのでした。

男は体中の疲れを振り払って

「おう、花子、今帰るぞ。」

と声をふりしぼって返事をしてチョマイワを見上げました。

山のとっぺんのはるか上の空に、大きな星が一つ、それについて歩くように小さな星が一つ、輝いているのが見えました。

そして、いくたびもいくたびも星はめぐり、風が吹き抜けていきました。

* この物語はフィクションです。

Ⅱ 過去を学ぶ

1 開拓の歴史と生活

(1) 明治の開拓

ア 先人の足跡

岡田新三郎が記した「岡田新三郎日誌」は、明治27（1894）年6月1日に開墾に着手したことから始まります。それまでの経緯や準備等のことは省かれてはつきりしませんが、新三郎の末弟の宇源治の口述から、5月に仮駅通を管理していた佐藤徳三郎と話し合っって土地の境を決めて標識を立てたことから始めたようです。なぜ丸山の南山麓を開拓の地としたのかはつきりしませんが、この頃、人や馬がやっと通れる道らしきものが茂寄から忠類を経て帯広に通じていたので、新三郎は実際に自分の足で歩き目を見て、仮駅通から少し離れた原野を開拓地と決めたのではないかと考えられます。翌明治28（1895）年5月には、新三郎の父と二人の弟が群馬から移住してきました。人手が増えて開墾地は広がりました。そして、11月に土地貸下げ願いが忠類で初めて正式に認可されたことで、新三郎の貸下げられた土地が忠類発祥の地となりました。



「岡田新三郎」

新三郎が忠類に入植した時、付近に入植した人はいませんでしたが、歴舟川や紋別川流域の大樹村や茂寄村に2、3の団体や願いを出していない個人が入植していました。新三郎はこれらの人々と収穫物の販売、種子や農機具の購入を協同行おうとしました。この農業組合の仕組みは、当時としては先進的な取り組みでしたが、商店側の不履行でうまくいきませんでした。そして、翌年も農業組合の設立に奔走し、9月に念願の農業組合を結成することができました。新三郎は頭取に選出され、収穫物の運搬、船積みと精力的に活動しました。しかし、組合員の意見の対立や脱退、協同販売の利益が上がらなかったことで組合活動は終わりを告げました。

明治29（1896）年の春、鈴木久太郎は「北海道で農場経営をしたい。」という田中清輔（企業家。作業員を率いて土木工事をを行う。）の委任を受け、新潟から函館を経て広尾へ降り立ちました。そして、海岸から近いこと、沖積土であること、付近に河川があること条件を満たす下当縁の原野を目指しました。

この時、広尾からまっすぐに下当縁を目指したことから、既に農場の候補地は下当縁と決めていたようです。久太郎は、下当縁の当縁川が大きく二股に分かれる河岸段丘地帯を候補地に決め、準備のために新潟に戻りました。帰郷した久太郎は、渡航費・食費・種子料・農具費等で175



「鈴木久太郎」

円50銭、耕作農具の3年間無償貸し付け、農耕馬を1戸につき2頭の貸与を条件に小作人を募集しました。

明治30（1897）年4月、鈴木久太郎ら7人が古里地区に集団で入植しました。7人はまず仮小屋を建て一緒に生活しながら開拓を進めました。そして、開墾地にソバやキビを蒔き、翌年の春にやってくる家族を受け入れる準備をしました。

久太郎が進めた移住は、団体小作と呼ばれていました。地主が開拓にかかる費用を全て負担し、開拓が成功すると開墾地の一部を小作人に給与しました。それ以外の開墾地は小作人が耕作し、小作人は小作料を徴収されました。

岡田新三郎は、忠類の地に初めて鋤を入れました。忠類開拓の祖と呼ばれています。岡田新三郎から遅れること3年、古里地区に団体小作として鋤を入れた鈴木久太郎は、下当縁二股の開拓の先駆者と言えます。

イ 開拓の実際



「明治の開拓者」

開拓を進めるには、飲料水と灌がい用の水は、なくてはならないものです。まず、川沿いの農地になりそうな場所を探しました。次に、その近くに寝泊りできる小屋を建てました。小屋は、木を伐り木の皮をはいで柱にし、屋根には萱をふきました。しかし、萱を乾燥させる時間がなかったり、萱が不足したりしていた時は、青草で屋根をふいた

こともあったそうです。ただ、青草の屋根では雨もりを防ぐことはできなかったそうです。更に、隙間から昆虫等が小屋の中に侵入することがあり、十分に眠ることができない時もあったそうです。

土地の開墾は、原野の大木を切ることから始めました。切った木は、家族で住む家の材料にしたり、囲炉裏の薪にしたりしました。切り株は鋤等で掘ったり、農耕馬で引っ張ったりして取り除きました。そして、木の枝や葉、クマザサ等は焼き払いました。このように、土地の開墾は、大変な重労働なので、数人で協力して進められました。移住は、開拓の1年目に男性だけで入植して土地を開墾し、家族で住む家を建てて、翌年に家族を呼ぶのが一般的でした。明治38年になると、元忠類、幌内、上当に多くの開拓者が入りました。見渡す限り未開の原野だった当縁は、みるみると緑の大地に変わっていきました。

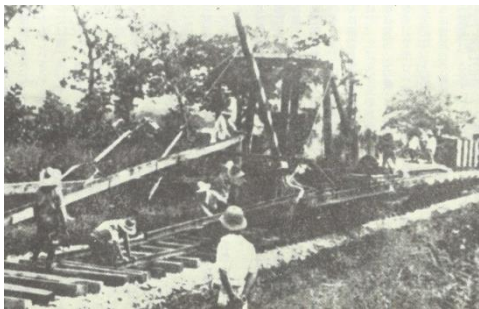
しかし、開拓は必ずしも順調に進むことはありませんでした。当時は、春先に商店から種子・肥料・農具等を前借りで手に入れ、収穫した作物を現物で支払うのが一般的でした。収穫した作物の値段は商店主に決められ、開拓者の思うようにはありませんでした。その上、冷害等で作物が育たない凶作の年になると、種子代も支払えずに、借金だけが残ることもしばしばありました。

(2) 国鉄広尾線の開通と市街地の形成

ア 十勝の鉄道と広尾線のあらまし

十勝内陸部の開拓は、依田勉三の率いる晩成社の一行が明治16（1883）年5月にオベリベリ（現帯広市）に入地したことに始まります。それまで十勝には一本の道路もなく辺境の地として、地形調査の探検者をも容易に寄せ付けていませんでした。鹿撃ちの猟師や交易商人が夏に訪れるだけでしたが、依田勉三の入地以来、徐々に定住者が増加し、明治29（1896）年にはオベリベリに約200戸の家が建ちました。この年の5月に北海道鉄道敷設法が公布され、十勝に鉄道が敷かれることになると、移住者が急速に増加しました。

待望の鉄道は、明治30（1897）年に旭川から、明治33（1900）年に釧路から、それぞれ帯広に向かって工事が始められました。そして、明治36（1903）年には釧路から浦幌までが開通して十勝に初めて汽車が走りました。帯広駅に初列車が入ったのは明治38（1905）年のことでした。



「中札内—大樹間敷設工事」

昭和5（1930）年11月2日、待望の帯広—中札内間が開通しました。この開通に引き続き、翌5（1930）年10月10日には大樹まで開通しました。そして、2年後の昭和7（1932）年11月5日には大樹—広尾間も開通して84km262m44cmの広尾線が全通しました。

十勝開拓の父「依田勉三」

依田勉三は、伊豆国那賀郡（現静岡県賀茂郡）の豪農の三男として生まれました。21歳の時に慶應義塾で学び、北海道開拓使が招いたアメリカ人の報告書を読んだことで、北海道の開拓が自分に託された使命であると考えようになりました。明治14（1881）年に単身で渡道して開拓地の調査をしました。翌年、晩成社を設立し、義兄の依田善六を社長にし、自分は副社長になりました。晩成という社名の通り、50年後の成功を目指して1万haの土地を切り拓こうという壮大な構想でした。



「依田勉三」

明治16（1883）年5月、ふるさとで募集した農民ら（13戸27人）と共に、オベリベリに入地しました。1年目と2年目は大量のバツタの襲来、3年目は長雨と低温で、作物は収穫できませんでした。そして、開拓地は7.6haしか開墾できませんでした。そのため、入植者の離反や逃亡が相次ぎ、明治18（1885）年には6戸となり、明治20（1887）年には3戸となってしまいました。

勉三は、陸運や舟運がないために、農作物の販路が見出せませんでした。やむなくふるさとでの移民募集を中断し、海運の便がよい当縁郡の沿岸で牧畜業を起こそうと、大津（現豊頃町大津）に晩成社の支店を設けました。明治19（1886）年5月、弟の文三郎と現地を歩き、オイカマナイを適地と選定しました。勉三は、オベリベリの開拓を盟友の鈴木銃太郎に託して、文三郎と開拓小屋を建ててオイカマナイに移り住みました。こうして当縁牧場の経営に乗り出した勉三は、様々な障害を乗り越え、明治26（1893）年には330頭もの畜牛を飼養しました。牛肉の直接販売をはじめとして、更には乳牛の品種改良、バター・コンデンスミルクの製造、練乳工場・缶詰工場の設立と、時代を先取りした事業を展開しました。しかし、勉三の死後に解散した晩成社の後には何一つ残るものはありませんでした。

岡田新三郎の入植より8年も早く当縁牧場の経営を始めた勉三は、ここ当縁でも開拓の先達と言えます。

<依田勉三の詠んだ句より>

「開墾のはじめは豚とひとつ鍋」

この句は、開拓のエピソードとして語り継がれています。

ある人が勉三を訪ねて来て、豚のエサのような粗末な食事に嘆くと、勉三は「違う。開墾のはじめは豚とひとつ鍋」と返答したそうです。ひとつ鍋とは豚のエサをつくる鍋のことです。鍋にくずの野菜やホッチャレ（産卵を終えて体が傷つき脂身なくなったヨレヨレの鮭）を入れて食べたということです。豚のエサのようなものではなく、まさしく豚のエサと同じものを食べたということです。過酷な環境に耐え、満足なものを口にすることもできなかった勉三でしたが、開拓を自分の使命として、社員や訪れた開拓者を励まし続けました。

<勉三の妻リクの思い出話より>

太い柳の木を切って床の板にしました。柳の木の皮は水に浸して柔らかくして縄にしました。その縄で木と木を結んでほったて小屋を作りました。

移住した3年間は、バツタと長雨で、せっかくの作物も収穫がありませんでした。

ヒシの実やウバユリの根を粉にしたものと麦粉を混ぜて団子のようにして食べました。野生のゴボウや、イラクサ、フクベラ、ミツバ、フキなどの野草を食べたものでした。冬は、アキアジ（鮭）の塩ひきばかりかじっていました。

イ 市街地の形成

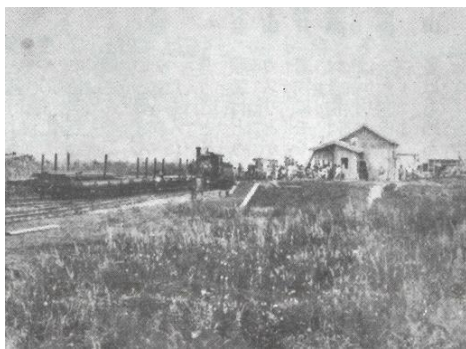
昭和5（1930）年に広尾線が大樹まで開通し、忠類駅ができた後にどれだけの人が忠類地域に入地したかという正確な記録は残っていません。ただ、昭和28（1953）年発行の大樹町史の「大樹村の戸数と人口の変化」の表から、急激に

大樹村の戸数・人口の変化

	市街地（大樹・忠類）		部 落	
	戸 数	人 口	戸 数	人 口
昭和3年	130	741	603	3,436
昭和5年	221	1,139	796	4,718
昭和6年	366	2,108	908	5,230

戸数と人口が増加したことが推測できます。この表の説明箇所には「鉄道開通以来の大樹、忠類両市街は急激な戸口の増加を示し、昭和6（193

1）年の市街戸数は分村当時の2.8倍という異数の発展ぶりであった。」と記述されています。忠類地域のみ統計が残っていないのが残念ですが、忠類地域だけで、わずか1年で少なくとも2倍の増加があったと考えられます。（忠類村史には、昭和6年に戸口は1年足らずに倍近い102戸、人口592人にふくれ上がったという記述がありますが、資料の出典は不明です。）



「忠類駅の開業」



「忠類駅前の岡田食堂」

このように、広尾線の開通と各駅の開業は、南十勝へ爆発的な人の流入を起こすと同時に、駅を中心とする市街地の急速な形成を促しました。これは忠類地域でも同様でした。忠類駅は未開の地に開業した駅でしたので、人が移り住むには容易だったと考えられます。鉄道開通前には、鉄道開通を見込んで駅周辺に5、6戸の民家が建ちました。そして、駅前に最初に居を構えたのは岡田食堂でした。その後、高橋かじ屋、内田蹄鉄店、清水木炭店、遠藤商店、高橋鉄工所と、遠藤商店を除き、新しく忠類にやって来た商店が並びました。さらに、山崎雑穀店、石原金物店、片山商店、小森床屋、田中旅館、大坂屋と、開通半年あまりで40戸を超す市街地が形成されました。

忠類の中心（現元忠類付近）は、鉄道の開通により、忠類駅の東側へまたたく間に移動していきました。その顕著な例として、当時の忠類小学校の様子を紹介します。忠類小学校が元忠類から現在の場所へ新築移転されたのは昭和6（1931）年11月です。忠類駅開業のわずか1年1か月後のことでした。児童数の増加に伴い、4教室が新築されました。その後、児童数がさらに増加し、昭和9（1934）

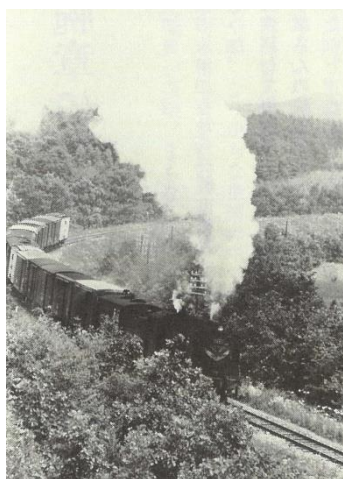
ねん がつ きょうしつ ぞうちく がつきゅう しょうわ ねん
年8月に2教室が増築され6学級となりました。さらに昭和11（1936）年4
がつ じむしつ ちゅうおうろく かつ じむしつ きょうしつ がつきゅう
月には事務室を中央廊下に移し、事務室を教室として7学級となりました。そして、
しょうわ ねん がつ きょうしつぞうちく そつぎょうせい じんずう
昭和12（1937）年3月にはさらに1教室増築されました。卒業生の人数は、
いてんまえ 10 人前後でしたが、いてんご からは、まいとし 年に30人以上となり、多い年
には60人を超す児童が巣立っていきました。

この忠類市街地の形成に伴い、昭和7（1932）年には私設消防組が組織され
しょうぼうたいせい 基礎が築かれました。続いて昭和8（1933）年には忠類巡査出張所
の開設、忠類郵便局の開局と、村としての形態が整っていきました。

広尾線の車内放送より～昭和34（1959）年～

次は忠類でございます。

忠類については面白い伝説がありますのでご説明いたします。進行方向左側に見
えます山がそのお話の山で、丸山と呼ばれていますが、名宝の山とうわさされてお



ります。今から20年くらい前には、毎年数十人の黄金
きやう とお とうきやう ふ きん さんしやう う め たか め う
狂が遠く東京付近からも参集して、鶉の目鷹の目で、埋
められたという黄金の延べ棒や小判のありかを探してい
た謎の山でございます。

蝦夷時代、北海道の周辺を荒らしまわった海賊船が松
まえはん お おつ とかちがわ のが さい こばん
前藩に追われ、大津から十勝川に逃れた際、小判やその
た ざいほうぶつ かいじやう み やすい まるやま かく
他の財宝物を海上より見やすい丸山に隠したということ
に起因しておりまして、それがうわさか事実か、丸山に
はそれとおぼしき とうくつ がありますが、マムシが住んでお

「上更別－忠類間の汽車」り、なかなか入り込めないのだと言われております。

また、忠類には白銀台というスキー場がございます。冬は南十勝のスキーヤーに
おお りやう
多く利用されております。

タコ労働者

明治20（1887～）年代には、帯広－大津間など約720kmの基幹道路が
しゅうじんろうどう
囚人労働によって切り拓かれました。

それに対して、明治後期から昭和にかけて開通した鉄道は、「タコ」と呼ばれる土
こうふ によって 工事が進められました。「タコ」には足かせはつけられていませんで
したが、囚人同様に酷使されました。「タコ」が宿泊する粗末な小屋は「タコ部屋」
と呼ばれ、民家から離れた所に作られました。忠類では忠類坂上と忠類坂下にあり
ました。

※参考文献 帯広市・幕別町・中札内村・更別村・忠類村・大樹町・広尾町 著

「十勝の汽笛 広尾線の軌跡」昭和62（1987）年5月発行

(3) 戦後の開拓

ア 緊急開拓～拓北農民隊～

昭和20(1945)年5月、北海道疎開者戦力化実施要項により拓北農兵隊と呼ばれた集団帰農の取り組みが始まりました。11月には、緊急開拓事業実施要項により拓北農民隊と改称されました。この緊急開拓では、入植者に次の内容が約束されました。

- 1 移住地までの自動車賃・家財輸送費は無料とし、移住地までの案内は北海道開拓協会・道庁・受け入れ町村が全て行う。
- 2 移住者は、道庁の簡易住宅ができるまでは、学校・寺院等で集団または分宿できる。
- 3 クワ、カマ等の農具、種子は無償で給付する。
- 4 主要食糧は配給し、移住6か月間は一人30円程度補助する。
- 5 開墾費、牛馬購入費は相当な助成をする。
- 6 戦災者には恩賜財団戦災援護会から援助する。
- 7 1年程度で北海道農業を覚えた後は、希望者に1戸あたり水田なら5ha、畑なら10～15haを貸与し、開墾成功後は無償で与える。

昭和20(1945)年には、北海道へ3,400戸が入植しました。その中から忠類地区には32戸が上當縁開拓団地に入植しました。翌21(1946)年からは、樺太・中国からの引揚者、復員した農家の次男・三男が、上當縁・下當縁・忠類開拓団地に入植しました。この拓北農民隊による入植者は、平均5haの未開地を

拓北農民隊の入植状況

入植年度	入植戸数	離農戸数	営農戸数
昭和20年	32	15	17
昭和21年	46	17	29
昭和22年	20	11	9
昭和23年	6	0	6
計	104	43	61

貸与され、道が建てた居小屋(1棟5戸の共同の小屋)と呼ばれる住居に住み、昔ながらの人力による開墾に取り組みました。しかし、戦後の混乱期に食料確保を目的に入植したことと、開墾の仕事が

過酷であったことで、上の表のように4割ほどの入植者は離農していきました。

イ 農地改革～小作農から自作農へ～

次の項目は、昭和21(1946)年10月に公布された自作農創設特別措置法と改正農地調整法の主な内容です。

- 1 地主の貸付地で保有限度(北海道は4ha)を超える部分を国が強制買収して小作人へ売り渡す。
- 2 自作農の最高農地保有限度を北海道は12haとする。
- 3 小作料を金納制とし、最高小作料率を設定する。耕作権の移動を知事の許可制とする。
- 4 農地の買収、売渡計画は、各層別で構成する市町村農地委員会があたる。

これらを受け、大樹村農地委員会の委員は、農民による選挙で10人が選出されました。そのうち忠類地区からは4人が選出され、農地の買収に取りかかりました。

しかし、地主側は自分の土地を少しでも減らさないように、小作者の小作権を取り上げて身内や知人に小作権を譲る者が現れました。また、小作者側では土地の権利を得ようと、小作権を主張する者が一つの農地に複数現れました。このようなことが忠類地区に限らず全国で発生し、農地の買収はなかなか進みませんでした。そこで、占領軍最高司令部は、買収と売渡を同時に進める本来の計画を変更してでも、買収を急ぐことを求めました。こうして農地買収が進められましたが、忠類地区の買収は約5年を要し、忠類村分村後の昭和27（1952）年までかかりました。忠類村の最終の買収面積は合計5,223haで、その内訳は、農地2,492ha、採草地978ha、牧野1,073ha、民有未墾地680haでした。

強制買収が進んだ背景には、農地の価格が途方もなく安価だったことが挙げられます。これは戦時中の小作統制令で農地算定の基準となる賃貸価格が低く抑えられていて、戦後もそのままの価格で凍結されていたことによります。当時の買取価格は、1haでわずか240円～320円でした。2等白米10kgが当時230円程度でしたので、1haの農地が2等白米10kg少々で手に入ったことになりました。

様々な波紋を起こした農地改革でしたが、大樹村から分村して忠類村として出発したばかりの私たちのふるさとには、全農家約350戸の3分の2を超えていた小作農が姿を消すことになりました。そして、ほとんどが自作農として新しい出発をしました。

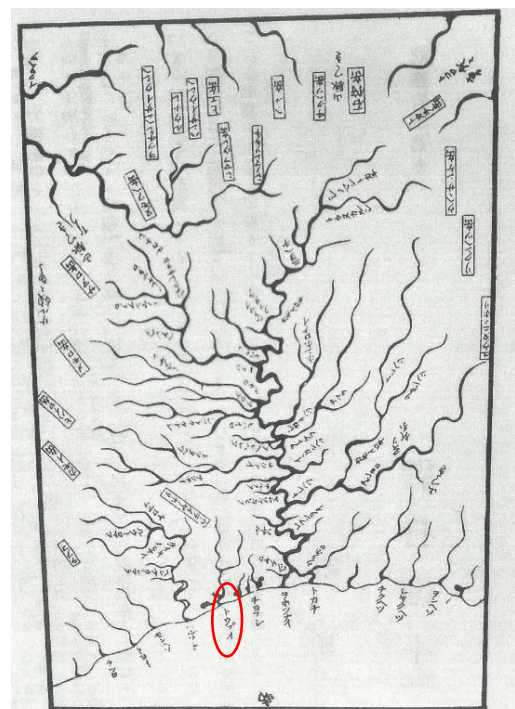
2 自主自立のあゆみ

(1) 私たちのふるさとの歴史

<「トウフチ」～江戸時代～>

私たちのふるさとが記録に登場するのは江戸時代です。天明5（1785）年田沼意次により派遣された東西蝦夷地見聞隊の調査で沼の名称に「トーブイ」と記されました。寛政元（1789）年に「とうふい」、寛政3（1791）年に「トーブイ」、寛政12（1800）年伊能忠敬が東蝦夷測量時に「トーブイ」の仮家に宿泊したとあります。その後、文化5（1808）年に「トウフイ」、安政3（1857）年に「トーブイ」と地名が記されています。

そして、幕末の探検家松浦武四郎が和人とし



「松浦武四郎 十勝日誌より」

て初めて当縁原野に足を踏み入れた際に「トウブイ」に着いたとあります。武四郎はアイヌ語の地名をその発音に近い漢字を当てて明記したことで有名です。言うなれば、漢字の地名の生みの親とも言えます。武四郎は私たちのふるさとを「当縁」の漢字を当て、アイヌ語の発音に近い「トウフチ」と読みを入れました。しかし、それがいつの間にか「トーブイ」となり「トウベリ」と読まれるようになりました。

<「当縁村」「チュウルイ」～明治から大正～>

明治政府の誕生に伴い、明治2（1869）年 蝦夷地は「北海道」と改められました。それに伴い、国名・郡名も付けられました。現在の大樹町と忠類地域は「当縁郡」となりました。そして、明治9（1876）年の調査では、広尾郡＝茂寄村、当縁郡＝歴舟村・当縁村・大樹村、十勝郡＝大津村・長白村・別奴村・十勝村・生剛村・愛牛村と、十勝三郡十村となったことが記録に残っています。

その後、当縁村南東部のオイカマナイ地区で、依田勉三による大規模な牧場経営の実験が進められました。しかし、当縁村の内陸の地区は、明治20（1887～）年代後半までは未開の土地でした。その未開の土地に、明治27（1894）年春、群馬県出身の岡田新三郎が当縁郡当縁村字チュウルイ番外地のチョマイワ（丸山）の南麓に単身で入植しました。ここに初めて「チュウルイ」という地名が歴史に刻まれました。

そして明治31（1898）年 通称「広尾街道」の開通時に、最大の難所の現在忠類坂と呼ばれている所に「忠類出張所（旅人のお助け小屋）」が設けられたことから、「忠類」という地名が定着していったと考えられます。

明治35（1902）年 市町村制度の施行に伴い、当縁郡は広尾郡茂寄村と十勝郡大津村にそれぞれ解体され吸収されました。ここに当縁郡と当縁村は歴史から姿を消しました。当縁の地名だけは茂寄村の字名として残りました。そして、茂寄村の最北部の旧当縁村地区は「忠類」地区と呼ばれるようになっていきました。

大正15（1926）年 茂寄村は広尾村に改名されました。

<「大樹村」～昭和～>

広尾村と改名されたことがきっかけとなり、解体吸収された過去の経緯から、旧当縁郡が広尾村から分離・独立を求める声が強まっていきました。昭和3（1928）年ついに広尾村から旧当縁郡が分村し「大樹村」となりました。

昭和5（1930）年の国鉄広尾線の開通に伴う忠類駅の開業、昭和6（1931）年 白銀台スキー場の開設、昭和7（1932）年 私設忠類消防組合の結成、昭和8（1933）年 忠類巡査出張所の設置、忠類郵便局の開局、忠類診療所の開設、昭和11（1936）年 忠類市街一円への送電と、忠類地区は急速に発展し、一つの行政区画としての仕組みを備えていきました。

(2) 忠類村の誕生～大樹村からの分村～

大樹村から忠類地区が分村したいという声は、昭和5（1930）年 国鉄広尾線

忠類駅の開業による忠類市街地形成の頃から徐々に強くなっていきました。これは一つの行政区画としての機能を有しているのにも関わらず、各種手続きのために大樹村役場等（大樹村役場まで往復するのに丸一日かかりました。）まで出向かなければいけなかつたり、学校（大樹には二階建ての校舎、忠類にはバラックの校舎）・診療所（昭和5年から拓殖医の配置を請求し昭和8年にやっと実現しました。）・道路や橋梁設備の整備（忠類地区より大樹村の中心部が優先されました。）が後回しにされたり、忠類地区の山ばかり立木が伐採されたりと、同額の村税を負担していても忠類地区ばかりが不利を被っているという気持ちが強まっていったからです。しかし、太平洋戦争の開始で分村そのものの議論は凍結されました。その後終戦を経て、昭和23（1948）年大樹村農業会の解体に伴う忠類農協の発足がきっかけとなり、分村の機運は一気に高まっていきました。特に忠類地区の住民を憤慨させたのは消防車の購入問題でした。老朽化した消防車を更新するために帯広から新車を購入する予定でした。しかし、購入した新車は村議会の協議で大樹地区に配備されてしまい、忠類地区には帯広から中古の消防車が回されました。



「大樹村第二分団（忠類地区）
団員と消防車」

これを機に、忠類地区選出議員による「東部村議連盟」、忠類地区商工・農業関係者による「分村期成同盟」が発足しました。「分村期成同盟」は「東部村議連盟」を後押しし、住民の連署を村へ提出したり、分村の早期実現を目指して十勝支庁を通して道庁へ働きかけたりしました。昭和23（1948）年「大樹村分村委員会」が立ち上げられ、円満な分村を実現するために協議が重ねられました。この結果、相保島地区と下当縁（美成）地区が大樹村に残ることとなりました。この村界の決定により旧当縁村が分村することがなくなり、当縁村の復活は消滅しました。

昭和24（1949）年8月20日十勝支庁管内で最も小さな村「忠類村」が誕生しました。ここに忠類地区住民の分村への願いは十余年をかけて達成されました。戸数562戸、人口3,200人の新たな門出に大いに沸き上がりました。

喜びもつかの間、すぐに苦難の村政が待ち受けていました。独立して開村するという事は、村が小さくても母村とさして違わない予算が必要でした。しかし、年度途中の開村で全くお金がありませんでした。村民税収入が当初予算額の87%しか入らなかったため、大蔵省預金部や銀行から短期借入金（260万円）を導入し、村有林を切り売



「分村祝賀会」

りした106万8,000円で辛うじて開村の年度を乗り越えました。翌年度からは、

土木費、教育費へ財源が振り分けられ、村づくりが始まりました。しかし、納税意識が高まらず新たな財源も見い出せないまま、厳しい財政事情は続きました。

また、開村にあたり、村の発展のために将来の目標を定める忠類村村是（そんぜ）の検討が村議会で重ねられ、6項目から成る村是が昭和25（1950）年3月6日に制定されました。

(3) 合併勧告の拒否

昭和28（1953）年9月に「町村合併促進法」が制定されました。この法律は昭和31（1956）年9月30日までの時限立法で、町村合併で行政の効率化と住民福祉の向上を図るためのものでした。これにより、全国10,000近い町村を3年間で3分の1程度に減らすことを狙いとしたものでした。開村間もない忠類村は、十勝支庁管内で最も小さく、財政を国庫負担金に頼っていましたが、その対象にされることになりました。この時、村では、合併問題は避けては通れないとして、水面下で歴史的・地理的につながりが深い大津村生花苗・晩成地区との合併（新忠類村構想）を模索しました。

一方、「北海道町村合併促進審議会」では、合併に対する基本方針をまとめて、昭和29（1954）年2月に各支庁長、町村長に通達しました。これを受けて、十勝支庁では「十勝支庁管内合併促進委員会」で協議が重ねられ、合併案がまとめられました。その案では、第一案が「大津村生花苗・晩成地区、忠類村、更別村で合併する。」第二案が「忠類村、大樹町で合併する。」というものでした。このように各町村に合併案が提示され、歴史的なつながりや経済的な結びつきから、どのように合併するか議会等で協議が重ねられました。

6月になると「北海道町村合併促進審議会」から合併が適当であるとして「大津村（生花苗、晩成）、忠類村、大樹町で合併」の最終案が提示されました。この答申を受けた道は“原則として、審議会の答申通り合併計画を進める。”として、関係町村に議会での決議を求めました。これを受け、忠類村からは「本村は、将来、発展の可能性が十分にある。つながりの深い大津村生花苗・晩成地区と新村を建設することを全村民が熱望している。」と意見書を提出しました。それに対して、大津村と大樹町は最終案に同意する回答をしました。これにより、忠類村の意見書は認められず、最終案の合併案が進められることになりました。


村では「忠類村振興推進協議会」を立ち上げて、全村民の合併反対の署名と「村民は益々独立の機運が高まり、いかなる困難をも克服して住みよい忠類村の建設にまい進いたすべく…」という上申書を昭和31（1956）年1月に十勝支所を通じて道に提出しました。そして、7月には「忠類村自立と町村境界変更についての陳情書」を道に提出し、大樹町に併合された大津村旧西部地区の忠類への単独編入を求めました。しかし、それらの取り組みをした後、合併した市町村に対して国の補助金・助成金の

整備、未合併の市町村には合併をさらに促進するための「新市町村建設促進法」が10月に施行されました。これには、総理大臣、知事の勧告に従わなければ、何らかの不利益もあり得るという内容も盛り込まれていました。この新促進法施行前には関係町村で説明会が行われました。忠類村は8月に開催されましたが、合併反対の村民が支庁職員の胸ぐらをつかむ一幕もあり、説明会が紛糾したことが記録に残っています。昭和32(1957)年1月に十勝支庁長を通して「北海道町村合併計画」(知事の合併勧告)が告示されました。この勧告を受け、村では「忠類村自立推進協議会総会」を開き、合併反対の意思を固めました。門崎国雄村長と大和田貞雄村議会議長は上京して、自治庁で合併除外の陳情をしました。この陳情で、村民の意思を無視して勧告が押し付けられたり、合併拒否で財政的不利益を被ったりする可能性が低いと判断し、5月に十勝支庁を通じて道へ「知事勧告への回答文」を送付しました。この「回答文」は、改めて合併反対の理由を明記し、村の自立を訴えるものでした。道は首相勧告に訴えることを避け、十勝支庁を通じて合併への説得を続けることにしました。しかし、村民の合併反対の姿勢を変えることはできませんでした。

こうして、忠類村は自主自立の道を勝ち取ったのです。

開村以来、財政面で厳しい道をたどってきた私たちの村に突き付けられた合併勧告は、村民を一致団結させ、村を挙げて不屈の精神で合併勧告をはね返しました。この輝かしい自立への闘いは、豊かさを求める序章となり、村民と共にあゆむ魅力ある村づくりへとつながっていきました。

廣 報 ち ゆ う り い (號 外) 昭和32年5月18日



発行所
忠類村役場
編集兼発行人
門崎國雄
印刷所
札幌大同印刷店

合併反対を回答

十勝支庁長からの照会に對して

忠類村と大樹町との合併を推進するため、忠類村民の動向、議会の動向並びに村長の意見などについて、十勝支庁長から照会がありましたので、「本村は住民の意志を尊重し、合併に反対する」旨を回答し、今後の自立促進のため十勝支庁長の協力を要請しました

昭和三十二年五月十七日

回 答 文

一、現段階における村の意向
忠類村と大樹町との合併には反対である。

反対理由

- 1 大樹町の負債が多額であるので、合併によって忠類村民の負債償還負担が加重される。
- 2 大樹町は現在財政再建過程の初期にあるので、合併による忠類村民の福祉は望めない。
- 3 忠類村の自立と発展には確信を持っている。

二、議会の動向
住民の意向を尊重し、合併に反対している。

三、住民の動向

- 1 開村以来の村発展過程と将来の発展性に對し、村民は大きな自信と情熱的な愛村心を持つており、かつ大樹町財政に對しては深い不安感を抱いているのみでなく、その他あらゆる面から考えても、合併によつて住民の福祉は得られないものとして、合併には強く反対している。
- 2 従来、度々合併反対という住民の意志を表明しているにも拘らず、支庁長及び知事がこれを無視して来たことを不可解としている。
- 3 知事勧告後、改めて住民全般の署名を添え、道及び自治廳に對し、村の自立を陳情し、あくまでも合併には反対している。
- 4 青年団体、婦人団体もそれぞれ独自の立場から道及び自治廳に對し、村の自立と、合併反対の意向を表明している。

四、理事者としての總括意見

- 1 従来から町村合併に對する国や道の方針を住民に説明して来たが、上述の通り住民並びに議会は合併に修始反対しており、合併賛成への轉換は望み得ない。また理事者としてもあらゆる角度から検討したが、合併は忠類村民の福祉に反するものと判断し、この民意を尊重したい。
- 2 法に規定されている内閣總理大臣の勧告が根に行われるとしても、村の意向に變化は無いものと思考されるので、貴職におかれても村民の意志を汲み取りの上、特段の御配慮を願いたい。

3 忠類の光と影

(1) 農業のあゆみ～農業政策の転換～

海霧による日照不足と積雪寒冷地という気候。ほとんどが火山灰地の不良土壌地帯と当縁川流域の湿地帯という大地。さらに、春先の季節風が巻き上げる火山灰の土煙の風害。当縁原野の開拓に入った先人のみなさんは、この厳しい気候と不毛の大地に、どのような農作物が適正か、そして当縁で生き抜くために、大地を耕し様々な農作物を栽培しました。年間十種類を超す農作物を栽培しながら、試行錯誤を繰り返して、豆類、ソバ、馬鈴薯、キビ類、麦類と、現在の農業の基軸となる農作物を栽培するようになっていきました。

しかし、その過程で自然の猛威は容赦なく襲いかかりました。冷害・水害から農作物の凶作・大凶作となった年が、開拓が始まった明治から度々ありました。そして、大正の15年間では7回もありました。昭和に入っても冷害・水害・風害が度々発生しました。凶作の年は、先人のみなさんは食べるものがなく、大根の葉と実がつかなくなったトウキビを粉にしたものを、出汁のない汁に入れて食べていたそうです。

<豆類の栽培>

度重なる自然災害と闘いながら、自家用としてソバ、馬鈴薯、キビ類を栽培する中、明治30(1955～)年代には、換金できる豆類の栽培が広がっていきました。中でも大豆は、味噌や醤油の原料として、さかんに本州へ輸送されました。大正3(1914)年には、第一次世界大戦で大豆の輸入が減ると、大豆の需要が増大して値段が高騰しました。そして、ヨーロッパの豆類の品不足から菜豆類やエンドウ豆類の値段も高騰しました。しかし、世界恐慌からすぐに不景気となり、豆類の値段は下落しました。このように、農家の経営は景気に左右された上、自然災害で生産量が大きく落ち込むことが度々あり、大変厳しいものでした。

手元に残る昭和9(1934)年の作付状況の資料では、忠類地区の全作付面積の67%が豆類であったと記されています。この作付の割合は、昭和20(1945)年頃まで続きました。

<水稻の栽培>

岡田新三郎は忠類に入植してすぐに陸稲栽培を行いました。しかし、水稻栽培をした記録は残っていません。ただ、明治末期から、自家用の飯米として細々と栽培していた農家があったようです。その中でも、大正10(1921)年頃から昭和初期にかけて水稻栽培に積極的に取り組んだのは丸山山麓の加藤農場です。最盛期には少なくとも40haの水田で水稻栽培をしていたようです。しかし、昭和6(1931)年の大冷害、昭和7(1932)年の冷水害、昭和9年の風水害で大打撃を受けてしまいました。

この状況を受け、北海道庁は被害の大きかった寒冷地での稲作の奨励を断念し、

水田を畑に戻すように通達してきたのでした。

<農耕馬の普及と衰退>

開拓地の切り株を引いたり、耕作器具を曳いたり、農作物を運搬したりする農耕馬は、なくてはならない存在でした。

上当縁に入植した補助移民の昭和2（1927）年の調査では、67戸の内、57戸で102頭の農耕馬を所有していたことが記録に残っています。このように、昭和初期には、1戸あたり1頭から2頭の農耕馬を所有していました。これには、移民に対して350円の補助金が出ていたため、入植と同時に農耕馬を手に入れることができたのです。（当時、1頭を110円で購入したという記録が残っています。）

農耕馬の需要が高まると、地域内では放牧組合を作って農耕馬を共同で飼養管理するようになっていきました。しかし、種付は大樹や他の種付所まで出かけなければならず、地域のみなさんは大変苦勞していました。昭和15（1940）年頃に、十勝種馬所の種付所が十勝東部地区に設けられることになり、大樹村は村をあげて誘致運動に取り組みました。結果、昭和17（1942）年に待望の当縁種付所が完成しました。こうして農耕馬は年々増加していきました。そして、昭和28（1953）年に総頭数が1,000頭を超えました。しかし、昭和38（1963）年に1,000頭を切ると、それを境に総頭数は減少の一途をたどりました。これには、冷害等による度重なる凶作、農家の負債増加による経営のひっ迫、酪農経営転換への施策等が背景にありました。

<畜産への転換・寒冷農業の確立と離農>

牛の飼養は、大正3（1914）年に2頭の肉牛から始まりました。その後、昭和8（1933）年に3頭の乳牛が導入されて

からは、乳牛の頭数が少しずつ増加していきました。昭和13（1938）年に大樹集乳所、昭和14（1939）年に忠類集乳所が開設され、乳牛は70頭ほどに増加しました。しかし、戦時中の人手不足と飼料不足で、乳牛の総頭数は65頭にまで減少しました。その後、昭和24（1949）年の分村時には74頭まで持ち直しました。昭和25（1950）年には無牛農家への道の牝牛貸付制度（貸付5年以内に、生まれた牝牛を納めれば、貸付された牛が無償で払い下げられました。昭和25年に15頭、昭和26年に



「農耕の様子」



「忠類集乳所」

昭和35（1960）年頃

10頭の貸付がありました。)が始まり、乳牛飼育農家が増加しました。

昭和30(1955～)年代になると、草地改良と農協有貸付牛(仔牛)事業の実施で、乳牛飼養頭数はさらに増加し600頭を超えました。飼養頭数の増加は生乳販売高の増加につながりましたが、凶作が続き、厳しい経営状態は依然として続いています。

そして、激動の昭和40(1965～)年代を迎えます。異常気象や冷害が続き、農家の負債は増加し続け、経営はひっ迫していました。そんな状況の昭和41(1966)年に国の加工原料乳不足払い制度が施行されました。

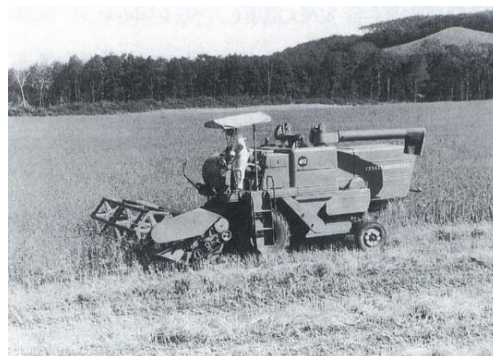
農家1戸あたりの搾乳牛の頭数

	北海道	都府県
昭和41年	3.5	1.7
昭和62年	21.5	12.4

これにより牛乳の買入れ価格が保証されること(保証価格)になり、乳牛の飼養熱は高まりました。この保証価格の下で一定の収益が保証されることを前提とした国営開拓パイロット

事業の草地造成と大規模酪農育成政策(酪農近代化計画)で、経営規模が著しく拡大し、畑作との兼業から酪農専業農家への転換が進みました。

一方、畑作では、経営存続のために、てん菜・馬鈴薯の根菜類の栽培が推奨されました。冷害に強いこれらの作物で粗収入の80%の確保を目指す寒冷農業の確立が強力に推進されました。昭和43(1968)年には、中札内村・更別村・忠類村・大樹村・広尾町の5農協が参加して南十勝合理化澱粉工場が中札内村に建設され、コスト低減に向けた共同利用が始まりました。また、農協では、豆類、馬鈴薯、てん菜、秋播小麦の四作物で、地力を維持するための輪作の推奨が進められました。昭和44(1969)年に麦畑大規模パイロット事業により大型コンバインを初めて導入すると共に、小麦乾燥サブ施設を設置して畑作経営合理化が進められました。



「初めて導入されたコンバイン
昭和44(1969)年」

このような施策や取り組みが進む中、苦しい経営をしてきた農家は、負債を更に大きくしてでも大規模経営に乗り出すか、それとも離農して新しい出発をするかという岐路に立たされていました。時は高度経済成長政策の真っ只中でした。重化学工業をはじめとする設備投資や技術革新は新たな需要を生み出し、多くの労働力を必要としていました。この背景もあり、離農が大きく進みました。昭和24(1949)年の分村時の総農家数348戸は、昭和50(1975)年には197戸になってしまいました。

※参考文献 忠類農業協同組合著「チョマナイと共に 創立50周年記念史」

平成10(1998)年5月発行

(2) 冷害に左右されない作物～百合根の栽培～

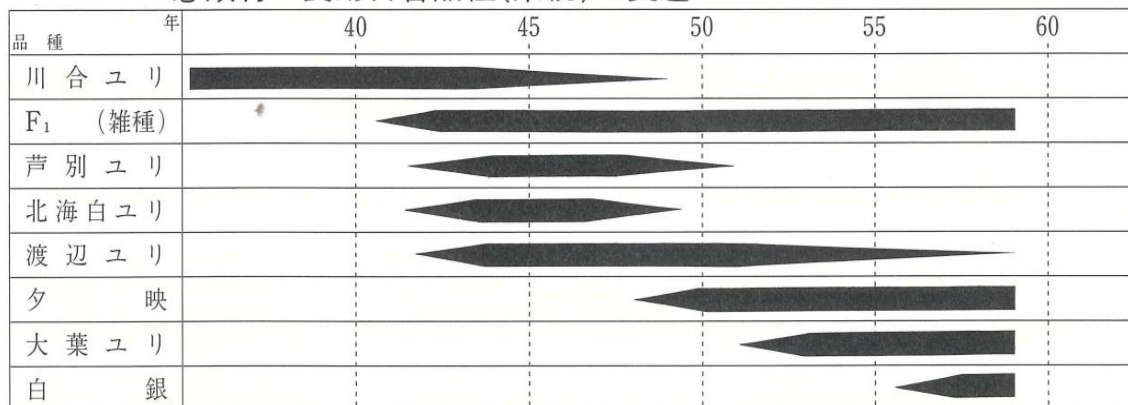
昭和23(1948)年に忠類農業協同組合が設立され、冷害等による凶作の詳細の記録が残されるようになりました。当時の記録から、農協設立から20年間で6回もの冷害による凶作に遭遇したことがわかります。村の全作付面積の60%を占めていた豆作は、酪農への転換で飼料畑となり、残った畑は豆作から根菜類の栽培へと切り替わっていきました。

忠類地区農業改良普及所長として赴任した山田勇さんは、この冷害の状況を見て、故郷山部村(現富良野市)の特産であった百合根栽培を導入することを考えました。昭和36(1961)年百合根の原種を山部村から取り寄せ、日和の小原平四郎さんのほ場・普及員の高野久次さんの野菜園・山田勇さんの野菜園の合わせてわずか2aで、忠類村での百合根栽培の適否を確認する試験栽培を行いました。

なかなか大きく育ちませんでしたが、やっとその努力が実り、昭和39(1964)年ついに1ケース(8kg)の百合根が忠類農協を経て大阪市場に初出荷されました。その後、昭和40(1965)年2ケース、昭和41(1966)年367ケース、昭和42(1967)年1,364ケース、昭和43(1968)年2,500ケースと、出荷数は年々増加していきました。昭和47(1972)年に価格の低迷で一時出荷数は減少しましたが、その後は順調に出荷数が増加して、昭和53(1978)年には待望の10,000ケースを越し11,532ケースとなりました。こうして、忠類村の特産品として「百合根」の地位が確立していきました。

昭和36(1961)年最初に導入された品種は「川合ユリ」でした。忠類村では「東ユリ」と呼んでいました。それ以降に栽培された品種は、百合根耕作組合〔昭和40(1965)年12月創立 創立当初の組合員数31〕と組合員の有志により、導入・普及させたものです。

忠類村の食用百合品種(系統)の変遷



記念対談「山田勇氏と語る」（百合根耕作組合20周年記念誌より一部抜粋）

元忠類地区農業改良普及所長 山田 勇



「山田勇さん」

忠類村は、生まれて初めて行ったところ。あまりにもみなさんの経営面積の広いのと、濃霧の多いのに驚きました。当時（昭和36年）栽培されていた作物は主に豆類で、収穫は2俵半かよくて3俵くらいでした。そこで、濃霧が多く日照の少ないところに適する作物を考えたのです。百合根は「半陽性の作物」ですから日照が少なくても充分栽培できるのです。これが百合根栽培のきっかけとなったのです。

しかし、自分で栽培してみないと分からないから、山部から種子を持ってきて、私の野菜畑全部に植えてみました。1年作ってみて充分栽培できるという確信を得たので、小原のじいさん（小原平四郎さん）に頼んだわけです。小原さんで植えてみると、百合根は大きくなりませんでした。土壌がやせていたんだな…、要するに火山灰でやせていたから穫れなかったのです。百合根は土壌を肥やして深植えをしなければダメな作物なのです。

それでも、金になるから作ってみようかと奨めてみました。耕作した農家は売ってみて金になるということが分かって、あちこちに増えていったのです。

よりよい百合根を目指して（品種の改良の努力）

山田芳造さんは、昭和52（1977）年に山田A、昭和47（1972）年に山田Bの育成に成功しました。息子の山田定幸さんが、山田Aを「月光」、山田Bを「極光」と命名しました。それらはいずれも山田百合と呼ばれました。



「百合根の収穫（8月下旬～）」

高橋秀男さんは、昭和47（1972）年に高橋1号の育成に成功した後、改良を続けられました。その中で昭和51（1976）年の高橋4号と昭和56（1981）年の高橋8号が、高橋百合と呼ばれました。

三島金治郎さんは、昭和47（1972）年に三島1号の育成に成功した後、改良を続けられました。その中で昭和52（1977）年の三島3号が、三島百合と呼ばれました。

小原勇さんは、昭和48（1973）年に小原1号の育成に成功した後、小原5号まで改良を続けられました。

※参考文献 忠類村百合根耕作組合著

「20周年記念誌」昭和60（1985）年2月発行

「40周年記念誌 百合根」平成17（2005）年10月発行

(3) ナウマン象化石の発見

ア 偶然の幸運

ナウマン象化石の発見は、偶然に偶然が重なり、その偶然が必然となり、実現に向けて駆け足で突き進んだ出来事でした。

発端は、昭和44（1969）年の7月26日にさかのぼります。忠類村晩成の農免道路工事を進めていた作業員の恩田瑠義さんのツルハシの先にカチンと石のようなものが当たりました。注意深く掘り出してみるとワラジムシのお化けのような形をしたかたまりでした。隣で作業をしていた細木尚之さんも同じ形をしたかたまりを



「最初に発見された臼歯
(側面から)」

を見つけました。「何だろう。」作業員が集まりそのかたまりを見ていた時、測量助手の児玉昌弘さんが「これは象の歯だ。中学校の教科書で見たのと同じだ。」と言い出しました。そして翌27日、改めて教科書を見て調べてきた児玉さんは「象の歯の化石だ。」と断言しました。「象の歯?」「どうしてこんなところに?」珍しいものらしいということで、帯広在住の武田安悦さんと木皿正俊さんが一つずつ保管することになりました。

その十日後の8月5日の夕方、大樹町で地下水の調査をしていた北海道開発局の川崎敏さんが宿舎へ帰る途中にこの工事現場を通りかかりました。川崎さんは仕事のかたわら地質研究をされていたので、切り割り工事でできたばかりの見事な露頭(地層や岩石・岩脈が地表に出ている部分)に目を奪われました。夏休みに十勝団体研究会の仲間と十勝地方の地質調査をする予定でしたので、翌日の8月6日、川崎さんは再度この工事現場を訪れました。そして、露頭のスケッチを始めました。道路工事は続けられていましたので、作業員さんと偶然話す機会に恵まれたことは言うまでもありません。「象の歯の化石」「化石は帯広の家に保管」と聞いた川崎さんは大変驚きました。そして、出土した現場が手つかずで残っていることを喜びました。翌日の8月7日、早速、現物を見せてもらうため、武田さんの家を訪ねました。川崎さんは化石を写真に収めました。

札幌に戻った川崎さんは、ちょうど札幌で開かれていた地学団体研究会総会に出席しました。そして、総会に出席されていた古生物の専門家に化石の写真を見せました。すると「ナウマン象の臼歯にほぼ間違いない。」という見解をいただきました。

8月12日、川崎さんは十勝団体研究会の会員と十勝川河口の野外調査をするために、集合場所の帯広駅前に向かいました。集合場所で研究会のみなさんに、ナウマン象の臼歯の化石の発見と化石の産出した地層が舗装工事で埋没しそうなことを話しました。研究会のみなさんはそのことに大変に驚き、野外調査をナウマン象

化石発掘調査にすぐさま変更することにしました。そして12日のうちに、十勝
団体研究会の代表者4名が化石産出現場を確認し、工事発注者（十勝支庁）・工事
担当者（忠類村）・工事施工者（宮坂建設）に緊急調査の許可と協力を求めました。
川崎さんが晩成の農免道路工事現場を訪れてからわずか1週間のことでした。さら
に幸運だったのは、14日から16日までお盆で工事が休工だったことです。



8月13日、緊急の発掘調査が始まりました。
15日からは宮坂建設の協力を得て臼歯の化石が
産出した道路側溝からの発掘に入りました。ここ
からの発掘の成果は驚くべきものでした。最終日
の17日までに牙2本、臼歯2本、左上腕骨、左
尺骨、左橈骨、左大腿骨が次々に出土しました。

「出土したナウマン象の牙」 ナウマン象の完全な全身骨格が一体も発見されて
いないことから、忠類村晩成の地で全身骨格発掘の可能性がふくらんだことは大き
なニュースとなりました。

このニュースが駆け巡った時、北海道では北海道100年を記念して「北海道開拓
記念館」の建設計画が進んでいました。そしてこの計画には、十勝団体研究会の会員
が何人も携わっていました。その関係から、ナウマン象の発掘は北海道開拓記念館
のプロジェクトとして道が全面的に費用を負担することになりました。さらに十勝
団体研究会が発掘調査にあたること、発掘した標本は北海道開拓記念館に展示する
ことが決まりました。

10月10日、野尻湖でナウマン象の発掘調査にあたられていた京都大学の亀井
節夫教授を発掘指導者に迎え、第一次調査（予備調査12日まで）が始まりました。
この調査は、地質調査と土砂の取り除き作業が中心でしたが、左肩甲骨が出土しま
した。これでさらにナウマン象の全身骨格発掘の可能性が高まりました。マスコミ
の報道、関係者や見学者の村への来訪、開村20周年記念文化祭での亀井教授らの
発掘写真の展示、十勝団体研究会による臼歯の化石の石膏模型の展示等で、村をあ
げて発掘調査に協力する機運が高まりました。

更に、11月2日・3日には、北海道大学松井愈助教授らによる現地周辺の地質
調査が行われました。

これら一連の調査を受けて、翌昭和45（1970）
年5月の第二次調査（本体発掘調査）に向けて、調査
団の受け入れ等の準備が始まりました。

以下がその主なものです。

- ・ 忠類村として、調査団・見学者の受け入れのため
に、当初予算と補正予算を合わせて66万円を計上。



「道路脇に建てられた
案内板」

- ・ 調査団の宿泊する施設（田中旅館、青年婦人研修所、開拓婦人ホーム、蓮生寺、洞雲寺）の確保。
- ・ 調査団の入浴場所（民家25軒）の確保。
- ・ 見学者・来訪者等のために、発掘現場までの道路に40数枚の案内板を設置。明けて昭和45（1970）年、1月から3月にかけて忠類村は累計973cm（忠類苗畑観測所）の大雪に見舞われました。この大雪のために雪解けが遅れて、発掘調査はやむなく1か月遅らせることになりました。

イ 熱気の渦

忠類郵便局前の掲示板には「歓迎ナウマン象発掘調査団 出るか！化石骨」のビラが貼られ、第二次調査が始まる前から、村を挙げてその期待は高まっていました。

第二次調査（本体発掘調査6月27日から7月3日まで）は、十勝団体研究会の北海道大学松井愈助教授を調査団団長に、京都大学の亀井節夫教授に加え古生物学者の井尻正二氏も発掘指導者に加わり、陣容は十勝団体研究会の会員だけでなく、全国から集まった高校生・大学生、教員、研究者で約170名となっていました。

6月24日、十勝団体研究会の会員が先発隊として現場に入りました。先発隊にテントで寝泊まりするテント班が加わり、発掘調査がスムーズに進むように作業を進めていました。



「鍬入れ式」

記録、もろくてくずれやすい化石の整形補強、石膏で固めた化石の掘り上げと梱包等、膨大な作業が待ち受けていたのです。

報道陣が見守る中、大きな期待は発掘調査の開始と同時に現実のものとなりました。誰が見ても大型動物と分かる化石骨を、隊員が先が幅広になったドライ



「カメラをまわす報道陣」

6月27日午前9時、発掘の成功と安全を祈念して松井愈調査団団長、門崎国雄村長、古住基村議会議長による鍬入れ、お神酒拝戴（おみきはいたい）と式は盛大に行われました。祝賀のムードはここまででした。

1週間の限られた調査期間で、約1.5mの層の掘り下げ、土上げや排水の作業、産出した化石の

掘り下げ、土上げや排水の作業、産出した化石の掘り上げと梱包等、膨大な作業が待ち受けていたのです。報道陣が見守る中、大きな期待は発掘調査の開始と同時に現実のものとなりました。誰が見ても大型動物と分かる化石骨を、隊員が先が幅広になったドライバーと先が三角形になったキリを使って、傷をつけないように細心の注意を払って泥を取り除く姿は、地中から宝石を掘り出しているかのようでした。連日の報道（当時の新聞記事のスクラップでは、6月28日から7月4日までで、全紙合計で15回の報道）も過熱しました。一度は見ておこうと集まった村のみなさん、この機会にと全道か

ら駆け付けたみなさん、見学者数を正確に数えたという記録はありませんが、ある新聞社の記事では、一日千人を超す見学者と報道されました。小さな忠類村の東端の山は、人でごった返しました。

天候にも恵まれました。「6月28日の夕方から大雨、7月3日最終日の作業終了と同時に雨。」と雨は2回しか記録に残っていません。ただ、地層からしみ出る水が大量で、テント班は夜間に2度ほど排水作業をしていたと記録に残っています。

また、十勝団体研究会の田中実さん、藤山広武さん、大槻日出男さん、小久保公司さん、右谷征靖さんの5人は、発掘の詳細や参加者の感想等をまとめた「ナウマン速報」を作成されました。寝る時間を削って原稿書き・ガリ版刷りを行い、毎日早朝には刷り上げられていました。一日になんとナンバー5までも印刷されたこともありました。このようにして刷り上げられた「ナウマン速報」は、毎朝学生たちが手分けをして、村内の全家庭へ配って回りました。

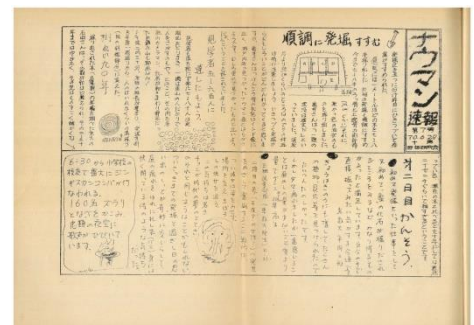
7月3日調査最終日の夕方、発掘の成功を祝って隊員がビールで乾杯をする声が晩成の山々に響き渡りました。熱い思いで駆け抜けた七日間の発掘調査がここに幕を閉じました。

期間内に全ての化石骨を掘り上げるという素晴らしい成果を上げることができたのは、それぞれの隊員が寝る時間を惜しんで自分の分担を全うし、互いに協力し合ったからです。隊員がこのように活動できたのは、朝食・夕食の準備（村内の飲食業者が研修所で調理）、弁当の手配と配達（帯広市の業者に依頼）、宿舎に入りきらない隊員への各家庭での夕食の提供、宿舎として役場の和室を提供、貸布団の調達、見学者の整理、各家庭での風呂の提供、風呂への引率案内等、村当局が中心となり、村を挙げて支援を行ったことにほかなりません。

第二次調査（本体発掘調査）に続いて、第三次調査（関連発掘調査）10月23日から11月3日までが行われました。この第三次調査は、第二次調査で発掘した木片化石から年代測定値を得ることができなかつたため、新たな試料を得るためのものでした。しかし、ナウマン象の化石骨の含有層から、新たな試料を見つけるこ



「発掘を見守る人々」



「ナウマン速報
(No. 21まで発行)」



「石膏で固めた
化石骨の梱包」

とはできませんでした。

発掘を振り返って（発掘15周年誌より一部抜粋）

元京都大学理学部 亀井節夫

忠類村での発掘といえば、あのさわやかな初夏と応援してくださった村の方たちの燃えるような思いが忘れられません。



「出土した化石骨」

日本のナウマン象の研究に一つの大きな区切りをつけた忠類村の発掘を支えられた多くの方々、黙々と目立たぬところで大変な苦労をされています。姿は、心の底に深く刻みこまれています。

あれから一人歩きをはじめた忠類村のナウマン象は、日本の各地、外国のクウェートでもその雄姿を見ることができます。ナウマン象と共に忠類村の名は永久に語りつがれていくことでしょう。

（4）国鉄広尾線の開業と廃線

昭和5（1930）年10月10日、国鉄広尾線の帯広大樹間が開通し、大樹村の忠類地区に忠類駅が開業しました。

忠類駅の開業に伴い、駅の東側に住宅が建ち、徐々に市街地が形成されていきました。そして、当縁原野の開拓を目指す開拓者が続々と駅へ降り立ち、急激に人口が増加すると共にたくさんの新しい集落が形成されていきました。更に、貨物輸送の開始により、大量の原野の原木、豆類や澱原馬鈴薯（澱粉の原料になる馬鈴薯）が貨車に積み込まれました。特に、原木は近辺に大きな需要がありませんでしたが、輸送の手段ができたことで注目されるようになり、輸送される原木の丸太は駅の土場に山積みになりました。

乗客数と貨物量は順調に増加していきました。

昭和30（1955～）年代には開業当初1日4往復のダイヤが1日7往復（内貨物は1往復）となりました。そして、乗客数と貨物量の増加は、昭和40（1965）年頃がピークで、乗客数が1日乗降車を合わせて約600人、貨物量が1日約70tとなりました。このピークを境に乗客数と貨物量は徐々に減少していきました。これには、



「忠類駅前の様子」

昭和6（1931）年



「駅に集まる人々」

昭和37（1962）年11月に忠類一大樹間の国道236号線が開通し、忠類一帯
広間のバス路線が整備されたこと、貨物自動車による物資運搬が増加したことが挙げ
られます。そして、それらに加え、忠類村を含め広尾線沿線の人口が減少していった
ことも大きな要因でした。

昭和50（1975～）年代に入ると、バス路線は1日7往復まで増加し、乗客数は
鉄道を上回るようになりました。いよいよ、国鉄が昭和43（1968）年から進め
てきた合理化計画が広尾線にも及ぶこととなりました。昭和57（1982）年11
月に第二次赤字廃止路線が発表され、広尾線もこの対象となりました。地域や沿線の
みなさんは合理化計画に断固反対の方針で、市町村を上げて各種の運動を続けられま
した。その結果、合理化計画が一時凍結された時もありましたが、昭和59（198
4）年9月に貨物列車が廃止となりました。

この貨物列車廃止から廃線へと進む流れは、もう誰も止めることはできませんでし



「さよなら列車ひろお号」

た。昭和61（1986）年12月の第5回特定地
方交通線対策協議会で、翌年の昭和62（1987）
年2月1日をもって広尾線を廃止し、バス路線に転
換することが決定されました。

昭和5（1930）年の開通以来、人と物の流れ
を進め、忠類村の発展に大いに貢献した広尾線は、
村民のみなさんに惜しまれながら、その役目を静か
に終えました。

※「特定地方交通線対策協議会」

国鉄再建法により、路線ごとに関係者で廃線が検討されました。協議不調の場合は、
2年間の経過措置を経て国鉄が廃止を申請できるとされました。

(5) 観光事業の創始～「ナウマンの里」構想～

昭和60（1985）年、この年は後にバブル景気（資産価格の上昇と好景気）と呼
ばれる前年にあたり、企業が財テク（財務テクノロジー）やリゾート開発を進め、手持
ちの資金で高収益を得ようと活発に動き出していました。この動きは官民間わずに
波及して、日本列島が大きな好景気の波に飲み込まれようとしていました。当然、
忠類村にもその波は押し寄せていました。村には潤沢な予算はありませんでしたが、
観光開発と地域産業おこしを目指して、「リゾート開発」と「むらおこし懇話会」のプ
ロジェクトチームが立ち上げられました。

○「リゾート開発」プロジェクトチーム

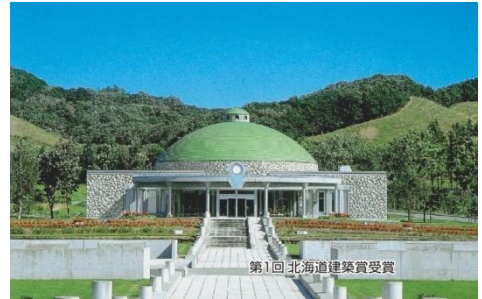
役場職員7名で構成され、10か月に渡る調査研究から、白銀台スキー場を含む
周辺のリゾート開発の計画「スキー場エリア、センターエリア（現ナウマン象記念館
周辺）、ゴルフ場エリア（現共栄牧場周辺）」を村に提言しました。

○「むらおこし懇話会」プロジェクトチーム

各団体と各行政区から年代別に選出された22名で構成され、計10回の論議を重ね、ゴルフ場の建設と地場産業の振興について建議書を村に提出しました。

両プロジェクトチームから出されたゴルフ場の建設は、採算面等から見送られましたが、その他は「ナウマンの里」構想として、順次進められることになりました。

さて、この昭和60（1985）年は、ナウマン象化石発掘15周年にあたる年でした。村では、各種の記念行事を計画して実施しました。また、昭和45（1970）年に発掘されたナウマン象化石は、原標本が北海道開拓記念館のメインホールに展示されていました。昭和54（1979）



「ナウマン象記念館」

年、村は全身骨格のレプリカを購入して、コミュニティセンターの大ホールに仮展示していました。この全身骨格のレプリカを収容して、むらおこしと学術の拠点として、「ナウマン象記念館」の建設に向けて調査設計を始めた年でもありました。「ナウマン象記念館」の建設は、昭和62（1987）年9月に工事が着手され、昭和63（1988）年8月に開館しました。年度途中の開館でしたが、1年目の入館者数は5万人を超し、村の関係者を驚かせました。その後、年間3万3千人前後の入館者数が続きましたが、平成12（2000）年に2万人台になると3年後には1万人台となってしまいました。〔コロナ禍前年にあたる平成30年度の入館者数：12,133人〕

平成元（1989）年、国の「ふるさと創生事業（正式名：自ら考え自ら行う地域づくり事業）」としてふるさと創生資金1億円が交付されることになりました。村では、住民や役場職員からアイデアを募集しました。それらをもとにした具体的な事業は、「国道脇3か所に観光案内板の設置」・「ナウマン公園の親水施設の整備」・「温泉開発のための源泉調査」・「文化講演会等を助成する人づくり基金の設置」で、直ちに実行に移されました。特に温泉開発は、住民からの要望が最も多かったもので、この事業が後のナウマン温泉やホテルアルコ236の事業につながるものになりました。

平成2（1990）年5月、村から委託を受けた地質業者の手によって、温泉開発のための地質調査が村内9か所で行われました。その結果、市



「ふるさと創生事業で設置された観光案内板」



「ボーリング結果報告書に添付された写真」

50～200人程度です。今では想像もつかないほどたくさんの方が忠類を訪れていたのです。

(6) 住民の活動

ア ふるさと忠類運動会



「運動会のひとコマ

令和元(2019)年

昭和36(1961)年に商工祭りのイベントとして、「村民大運動会」が企画されました。しかし、この年は雨天で中止になってしまいました。そのため、翌年の昭和37(1962)年に第1回村民大運動会が開催されました。第3回大会からは、開村記念日の8月20日に開催されるようになり、「開村記念村民大運動会」の名称になりました。幕別町と合併してからは、「ふるさと忠類運動会」となり現在に至っています。

競技は、第1回大会から地区対抗形式で行われています。玉入れ・むかで競争等の恒例種目のほか忠類地域独自の種目も加わり、大人から子どもまで楽しみながら心地よい汗を流す行事となっています。また、自分の地区の優勝のために奮闘する姿も見受けられ、大会は毎年大いに盛り上がります。

イ 忠類ふるさと盆踊り大会



「盆踊り大会のひとコマ

令和元(2019)年

昭和44(1969)年頃、開村20周年頃から、各地区の青年会や各組織の青年部が合同して主催者となり、「盆踊り大会」が始まりました。当初は役場駐車場で開催されていましたが、農協の駐車場で開催されるようになりました。平成9(1997)年にふれあい

センター福寿が開館し、福寿の駐車場が会場となり、併せて村観光協会が主催者となったのをきっかけに、「ふるさと盆踊り大会」と名称が変わりました。そして、幕別町と合併してからは、「忠類ふるさと盆踊り大会」となり現在に至っています。

地域のみなさんや故郷忠類に戻ったみなさんが、年に一度、櫓の周りに集まり旧交を温めることができるこの行事は、地域になくってはならないものとなっています。また、素踊りの部と仮装踊り(個人、団体)の部に分かれて繰り広げられる踊りは、脈々と伝統が受け継がれ、お盆の一夜を楽しく思い出深いものになっています。

ウ 忠類神社の秋祭り

昭和46(1971)年に、忠類村から境内用敷地(14,400m²)を無償払い下げを受けて、宗教法人忠類神社として北海道知事の認可を受けることができました。後に、氏子代表の松田繁雄氏(忠類ナウマン工芸社)からナウマン象を飾った神輿が寄贈されました。以来、9月15日の秋祭りには、青年会有志が担ぐナウマ

ン神輿と子ども達が担ぐ子ども神輿が市街地を練り歩きます。

昭和の終わり頃になると神輿の担ぎ手が減少し、神輿をトラックに載せて地域を周るようになりました。その状況がしばらく続きましたが、平成に入り、有志の祭酔会（さいすいかい）のみなさんが中心となり、神輿を担いで練り歩く秋祭り本来の姿に戻すように取り組んでいます。



「ナウマン神輿を担ぐみなさん」

エ 忠類ナウマン全道そり大会



「グッドデザイン賞金賞（第38回より大会）」

商工会青年部が自作のそりで楽しもうと、ちょっとした遊び心で、昭和59（1984）年に「自作そり滑走競技大会」を開催しました。地元だけの出場に留まらず、管内の各地からも多くのチームが出場しました。翌年からは「忠類全道自作そり滑走選手権大会」の大会名に改められました。忠類村商工会のみなさんは“全道”の言葉を大会名に冠して、道を代表する大会になるように願いを込められました。こうして出場チームはさらに増加し、白銀台スキー場は爆笑のうずにも包まれています。平成3（1991）年には、忠類村の協力を得て、現在の大会名の「忠類ナウマン全道そり大会」となりました。

手製のそりは年を追うごとに趣向が凝らされるようになり、管外からの出場者も増えていきました。そして、平成6（1994）年の大会からは、滑走時の安全面を考慮して、そりの材料はダンボールのみになりました。大会当日は、年によっては3,000人を超す観客のみなさんが訪れ、十勝を代表する一大イベントに成長しました。

手製のそりは年を追うごとに趣向が凝らされるようになり、管外からの出場者も増えていきました。そして、平成6（1994）年の大会からは、滑走時の安全面を考慮して、そりの材料はダンボールのみになりました。大会当日は、年によっては3,000人を超す観客のみなさんが訪れ、十勝を代表する一大イベントに成長しました。

オ 忠類どんとこい村祭り



「にぎわう会場」

毎年10月にナウマン公園で開催されている「忠類どんとこい村祭り」は、忠類村観光協会の発足を記念して、それまで行われていた商工まつりと産業まつりを統合して、平成8（1996）年から始まりました。

会場には、地場特産物テント、バザーテント、飲食テント等が立ち並び、来訪者であふれかえります。毎年、2,000人ほどの来訪者を数えています。

なお、この「忠類どんとこい村祭り」の名称は公募で決められました。錦町の増田たか子さんが名付け親となったことが記録に記されています。

カ 冬季の屋外の活動

十勝晴れの続く冬は、無風でも気温の低さから、体の芯まで冷えてしまう毎日です。

そんな冬に、唯一屋外で活動することができるのが忠類公園での雪中パークゴルフです。この雪中パークゴルフは、忠類地域の冬の観光の一つとして導入されたという経緯があります。



「雪中パークゴルフ
(忠類公園にて)」

コース整備は、忠類パークゴルフ協会のみなさんが総出で作業をされます。積雪面がきれいにならされ、鏡のような平らなフェアウェイでのラウンドは、体が温まる格好の冬季の屋外の活動となっています。なお、雪中パークゴルフは3月まで楽しむことができます。

4 幕別町との合併

(1) なぜ合併しなければならないのか

ア 平成の大合併

昭和24(1949)年8月20日に大樹村から分村して忠類村となりました。その後、50年あまりの間、1村として自主独立の道を歩んで来た忠類村は、どうして町村合併をしなければならなかったのでしょうか。

それは、人口の減少と国からの財政支援が引き締められたことによります。昭和32(1957)年に3,700人を数えた人口は、平成12(2000)年には1,800人と半減し道内でも5本の指に入る小さな村となりました。将来に渡り人口の増加は期待できず、村を支えることができなくなる恐れがありました。また、国の財政は1980年代からの赤字が積み重なり、平成4(1992)年にバブル景気ははじけて、地方の市町村への財政支援が、更に引き締められることになりました。

それまでの村の財政は、6割から7割を地方交付税や各種の補助金等の国からの支援に頼っていて、住民や企業からの税金や各種の料金等の自前の収入は、3割から4割という状態でした。1年間の収入の大部分を国の支援に頼っている村が、国からの支援を引き締められれば、たちまち苦境に陥ります。これは忠類村だけでなく、全国の市町村も多かれ少なかれ同じ状況でした。

国は、地方の行政の仕組みを改めるという名目の下に、平成11(1999)年頃から市町村合併を推し進めようとなりました。特に、平成13(2001)年4月に小泉純一郎内閣が発足してからは、強力で合併を推し進めました。全国におよそ3,300ある市町村を1,000に減らすという目標を掲げ、地方への財政支援を更に引き締め、人口1万人以下の町村の権限を縮小しようとなりました。

一方、合併すれば、財政の優遇をすること、市町村の行政や議会の仕組みにも特例を設ける等、合併した市町村に対する特例優遇措置も決めました。そして、その特例優遇措置を平成17（2005）年3月末までに合併した市町村に対して行くと、合併の期限を切ったのでした。これにより、全国の市町村が合併を避けては通れない問題として取り組むことになりました。これを「平成の大合併」と言います。

イ 合併への取り組み

忠類村でも、村の将来に危機感を抱き、合併問題の調査と研究が進められました。平成13（2001）年5月には、役場の中に職員による「調査研究会」が設置されました。その「調査研究会」に並行して平成14（2002）年8月、役場幹部・議会幹部・公的団体の推薦者・一般住民など27名による「村づくり検討会議」が設置されました。

この「村づくり検討会議」では、合併するかしないかを定めることを目的とせず、国の地方政策や合併特例法、合併した場合としなかった場合の財政推計等を学び、意見を出し合いました。学ばば学ぶほど村の存続が危ういこと、そして合併せずに自立することの難しさを思い知らされることになりました。「村づくり検討会議」と同時に村議会でも独自の勉強会が立ち上げられ、徐々に住民の間に合併問題に対する関心が高まっていきました。

12月には行政区を単位とした「住民懇談会」が開かれて、役場から合併問題についての説明が行われました。この懇談会を受けて行われた住民へのアンケート調査では、「合併すべき」「合併は仕方がない」とする合併容認の意見が7割を占める結果となりました。

この時期に、忠類中学校では「合併問題についての出前講座」が行われ、村の将来を担う中学生も村の現状について学びました。これは十勝管内では珍しい取り組みでした。



「合併問題についての出前講座」
平成14（2002）年12月

(2) 合併へのみちのり

ア 合併の組み合わせ

「村づくり検討会議」では、合併する相手の町村について白紙の状態での議論が進められました。役場内では近隣町村の情報を集め水面下で交渉する等、合併の組み合わせを決めるための調査が行われていました。

忠類村が考え得る組み合わせは、①南十勝5町村 ②南十勝3村 ③広尾郡3町村 ④大樹町・忠類村の1町1村の4通りでした。

大樹町と広尾町とは、合併しても財政が安定する期待を持ってませんでした。また忠類は大樹から分村したいきさつから、大樹町を合併の相手とすることには住民の

一部に抵抗がありました。このことから、大樹町と広尾町が加わる組み合わせは除外せざるを得ませんでした。

一方、中札内村・更別村・忠類村の3村の組み合わせは、財政が安定することが期待されるものの、人口が1万人にわずかに届かず、合併しても国の1万人未満の町村の権限縮小にあたるという難点がありました。

南十勝での合併に希望が持てない中、東十勝の幕別町が南十勝3村との合併に関心を示していることが分かりました。財政推計をしたところ合併すれば将来に希望が持てる結果となり、南十勝3村・幕別町という組み合わせが考えられるようになりました。忠類村にとって、幕別町はあまり付き合いのない町でしたので、幕別町との組み合わせに驚きはありましたが、付き合いがない分、幕別町に対する反感もありませんでした。そのような理由で、3村・幕別町の組み合わせで協議を進めることを容認する意見が多く出されました。しかし、中札内村は幕別町と境界を接していない上、隣の帯広市との組み合わせも考えていたので、これに加わることはありませんでした。こうして、幕別町・更別村・忠類村で合併協議を行うことになりました。

イ 合併協議の経過

合併協議は、組み合わせ町村の選出した委員による合併協議会を設置して行われました。財政の状況も行政の仕組みも異なる複数の町村が一つの市や町になるので、協議しなければならない課題はたくさんありました。合併協議会では新町の仕組みをどのように統一するかということの大きな方針が話し合われました。

平成15(2003)年8月、任意協議会の「幕別町・更別村・忠類村任意合併協議会」が設置されました。この協議会では、1町2村による合併は「新設合併(対等合併)」とすることが決められ、合併後の人口や財政の推移、今後協議する項目などの確認が行われました。



と か ち ち ゅ う ち ゅ う が っ べ い き ょ う ぎ かい
「十勝中央合併協議会」

12月には、法律に定められた合併協議会である「十勝中央合併協議会」が設置され、正式な合併協議が始まりました。

ウ 更別村の離脱

幕別町・更別村・忠類村での「十勝中央合併協議会」では、合併後に旧町村区域の住民自治(住民が決め住民が行う)の仕組みと地域を活性化する取り組みについて意見が戦わされました。

更別村と忠類村は、旧村区域を「更別区」「忠類区」とし、区に関することは区の協議会で決定する自治区方式を提案しました。幕別町は区の設置に消極的でしたが、

更別村と忠類村に配慮して区の設置を容認する姿勢を見せていました。

更別村はこれに加えて、「幕別区」と「更別区」がそれぞれ16億7千万円、「忠類区」が7億円の基金(貯金)を持たせ、必要に応じて自由に使えるようにすることを提案しました。旧町村の区がそれぞれに自由に使うことができる多額の基金を持つことは、新町の財政の大きな負担になると共に、一体感が必要とされる新町の形を著しく損なうこととなります。これには幕別町も忠類村も賛成できませんでした。幕別町と更別村と忠類村は、継続して協議を続けましたが、妥協点を見つけることはできませんでした。平成16(2004)年11月5日、更別村は住民アンケートや村議会の意向を踏まえ、合併協議会からの離脱を正式に表明したのです。

エ 合併協議のしきり直し

更別村が合併協議会から離脱した後、幕別町と忠類村は「幕別町・忠類村合併協議会」で協議を続けることを決めました。忠類村では、議会議員や住民の中に、合併の組み合わせを一度白紙に戻すべきとする意見もありましたが、有利な優遇措置を得ることができる平成17(2005)年3月末までに、新しい組み合わせを考える時間の余裕はありませんでした。(この期限は後に「平成18年3月末までに合併」と変更され、事実上1年の延長となりました。)

平成17年3月末までに合併の申請を出すためには、2月いっぱいまで合併協議を終えなければならず、残された時間はわずか4か月しかありませんでした。幸い、更別村の離脱以前に合意していた項目が多くあり、それをそのまま引き継ぐことができ、平成17年2月いっぱいまで合併協議を終えるめどがつかしました。

ただ、大きな問題が一つありました。それは「合併の方式」の問題でした。幕別町との1対1の合併となると「編入合併(吸収合併)」にならざるを得ませんでした。何しろ忠類村の人口は幕別町の1/4分の1しかありません。これほど規模の異なる



「合併協定調印式」

平成17(2005)年2月25日

町村が対等合併した例は全国を見てもありませんでした。もし忠類村が「新設合併(対等合併)」を要求したとしたら、幕別町住民の反感をかい合併協議が決裂しかねませんでした。そこで忠類村は、幕別町を信頼し「対等の関係による編入合併」と「新町名は幕別町」を承諾しました。これは合併協議を進めることを第一に考えての決断でした。合併の方式という大きな問題を解決したことで、合併協議の話し合いは短時間で進み、平成17(2005)年2月25日に岡田和夫幕別町長と遠藤清一忠類村長の間で合併協定書が調印されました。その後3月に入ってから両町村の議会が合併を議決し、有利な合併の期限である3月末までに北海道知事に合併申請をする

ことができました。

合併協定書調印の日に岡田和夫幕別町長が、「忠類側に編入を決断していただいたのが大きい。我々町民も忠類への感謝の気持ちを持ち続けていく。」とコメントし、遠藤清一忠類村長も「幕別には本当に配慮していただいた。パートナーとしては幕別町しかない。」と応じたことは、幕別町と忠類村の合併協議の円満な姿を象徴していました。合併協議がゴールインしたことを報じた新聞の解説記事や特集記事には「尊重と信頼で成就」、「強い危機感 揺るがぬ意思」といった見出しが躍り、両町村の合併協議に対する姿勢を称えていました。

こうして同年8月19日、総務大臣の告示があり、翌年の平成18（2006）年2月6日に新しい幕別町が誕生したのです。



「閉村式～村旗を降納する
遠藤村長と杉坂議長～」

(3) 合併後の町の姿、地域の姿

ア 地域の声を町に届ける仕組み

合併に反対するみなさんはもちろん、合併を推進するみなさんも心配したのは、合併後に地域の声が町に届かなくなるのではないかということでした。

そこで、役場・議会・住民組織についての制度や特例措置を利用して忠類の声を新町に届ける仕組みを提案しました。

第一に、旧忠類村役場を忠類総合支所とする提案をしました。合併後に忠類村役場を単なる支所とせず、各課を置く総合支所とすることによって、地域の課題を地域である程度解決できるようにしました。

第二に、忠類担当の助役（副町長）を総合支所に置く提案をしました。町の助役（副町長）は通常1名ですが、法律上は何名置いても構わないことになっていることを利用した提案でした。ただし、財政の負担を考えて合併後4年間の限定としました。

第三に、忠類の村議会議員は合併によって失職するのが本来ですが、村議会議員（8人）が引き続き新町の議会議員になれる特例を選び、幕別町議員の任期切れまで議員を務めることができるという提案をしました。更に、次期選挙では忠類選挙区（定数2）をつくり、少ないながらも確実に議員を出す提案をしました。ただし、忠類選挙区の設置は1回限りとしました。

第四に、「忠類地域住民会議」の設置を要望しました。町長へ直接に提言できる附属機関として会議を設置する提案をしました。加えて、会議を置く期間を設けず（無期限）かつ町長はこの会議の提言を尊重することを決めました。

忠類が提案した仕組みは全て実現しました。ただ、合併による特例や財政の負担を

考えて期間を短くした仕組みもありましたので、合併から17年が経ち、残っているのは総合支所と住民会議だけとなりました。これらの役割を再確認して、地域づくりのために活発に利用していくことが、改めて求められています。

イ 新しい幕別町と忠類地域

平成17(2005)年3月末で、優遇措置を伴う有利な合併を進める法律の期限が切れしました。ここに平成の大合併と言われる市町村合併騒動は終止符を打ちました。全国に3,232あった市町村は、1,821になりました。北海道では21件の合併があり、市町村の数は32減の180(平成18年3月)となりました。十勝管内では、幕別町と忠類村以外に合併した市町村はありませんでした。

合併協議が整わず合併に至らなかった町村や、地理的・財政的な事情から合併の相手を見つけれず、自立せざるを得なかった町村がありました。自立した町村の中には、幕別町や忠類村よりも財政状況が悪く、財政が破綻するのではないかと危ぶまれた町村もありました。しかし、それらの町村は今日に至るまで、破綻せずに生き残っています。そこには、町村が行政や財政の仕組みの見直しや節約を進めたことと、国が地方への財政の締め付けを徐々に緩めたことがあります。

合併しなくても生き残ることができたのなら、幕別町と忠類村は早まった決断をしたのではないかと、疑いたくもなります。しかし、それは結果論であって、残念に思う必要は何もありません。合併による財政の優遇を受け、新しい幕別町の財政は大いに改善されました。公債(借金)を積極的に返済することができ、財政に余裕ができました。また、財政節約のために、役場職員や議会議員の人数を大きく減らすこともなく、また公共施設を維持することもできました。

そして、合併による財政の優遇措置は、既にある施設の建て替えも可能にしました。老朽化が著しかった役場本庁舎は、管内でも秀逸の免震構造を持ち、災害時の復旧・復興活動の拠点として耐震性の高い安全な建物に建て替えることができました。札内福祉センターも集会室や喫茶室を備えた札内コミュニティプラザとして新築され、地域住民の集いの場となりました。



「道の駅オープニングセレモニー

平成19(2007)年4月1日

また、サテライト型ふらっと忠類が建てられました。老人ホームの建設は、忠類村の永らくの悲願でした。それが村の時代に実現

忠類地域に目を向ければ、合併後早々に道の駅忠類が新築されました。その後、ナウマン公園になが〜いすべり台とウォータースライダーが新設されました。これらは、ナウマン温泉ホテルアルコ236やナウマン象記念館、パークゴルフ場、キャンプ場と共に、忠類の観光を支えています。

できなかったのは、村の財政難と老人ホーム設置についての条件を満たすことができなかつたからでした。サテライト型ふらっと忠類は、札内にある特別養護老人ホーム札内寮（社会福祉法人幕別真幸協会）のサテライト施設として建設されました。これは、合併により忠類が幕別町の一部となったことで実現した一例です。

このように、幕別も札内もそして忠類も、合併による恩恵を受けることができました。

ウ 善き隣人「駒島地区」

合併後の忠類地域にとって大変嬉しく思うのは、境界を接する駒島地区のみなさんとの交流が進んだことです。

忠類村時代のスクールバスが配備されていなかった頃に、元忠類の北進の小学生が駒島小学校へ越境通学させてもらっていたことや、駒島地区のみなさんが忠類の診療所や商店を利用してきていたなど、多少の交流はありました。これが、合併により町村の壁が取り払われると、その交流は一挙に広がりました。

駒島地区の火災や救急には、忠類の消防署から消防車や救急車を出動させることになりました。また、駒島地区の高齢者が忠類のデイサービスや老人ホームを利用できるようにもなりました。更に、老人クラブ等のコミュニティ活動でも交流が進んでいます。

合併後の忠類と駒島地区の交流で特筆すべきは、平成22（2010）年に駒島小学校が忠類小学校に統合されたことです。これにより、糠内中学校へ通学していた駒島地区の中学生の通学区が変更され、忠類中学校へ通学することになりました。駒島地区の子ども達は、小学校入学から中学校卒業まで、忠類の学校へ通うことになったのです。駒島地区の保護者のみなさんもPTA活動に積極的に参加されて、両地区の交流はますます進んでいます。

駒島小学校が統合されるに当たって、駒島地区ではいろいろな意見が戦わされたと聞いています。統合の数年前までは「神社と学校がなくなったら地区も終わりだ。」と反対していたみなさんも、最後には「(児童数が極端に減り) 体育の時間に卓球とバドミントンしかできない(集団競技ができない) 学校では困る。」と統合に理解を示すようになったと聞きました。

児童数の減少はどうしようもなく、統合が避けられないことは多くのみなさんが理解していたことと思いますが、最終的に糠内小学校に統合するか、忠類小学校に統合するかを選択になりました。駒島地区のみなさんが、忠類小学校を選んでくれたことに感謝すると共に、忠類と駒島両地区の将来を担う子ども達のために、良好な教育環境を整えていくことが両地区の責任であると言えます。

忠類と駒島地区は、将来に渡り、共に歩みを進める善き隣人となりました。

【バブル経済】

昭和62(1987)年から平成2(1990)年にかけて起きた経済現象。好景気が実態を伴わずバブル(泡)のように膨らんだことから、後にこう呼ばれることになりました。

発端は昭和60(1985)年9月に遡ります。貿易不均衡に悩むアメリカは自国の輸出増を図るため、G5にドル安へ向けた協調介入を要請(プラザ合意)しました。ところがドル安が過度に進み、これを是正するために昭和62(1987)年2月、アメリカはG7に対し金利引き下げを要請(ルーブル合意)しました。

金利を下げれば、市中に資金が多く供給されることになり、貨幣価値が下がるインフレを招きかねませんが、日本はインフレを懸念することなく合意を守り続け、結果として大量の資金が株式市場と不動産市場に流れ込み、株価と地価の高騰が始まりました。株価と地価の高騰は、企業業績や企業資産を実態以上に大きく見せることになり、見せかけの好景気に国中が沸きました。

その後も日銀は利上げのタイミングを逸し、平成元(1989)年5月になってようやく利上げを決定するも、すぐに株価上昇は止まりませんでした。ところが、翌平成2(1990)年の正月大発表から株価の下落が始まり、平成3(1991)年には地価の下落が始まりました。バブル経済が崩壊したのです。

株価の下落は株式を保有する企業や銀行の財務を悪化させ、地価の下落は融資の際の担保割れを引き起こし、資金繰りに行き詰まった企業の倒産を招きました。また、担保割れの債権は回収不能となり、銀行は大きな不良債権を抱えることになりました。平成9(1997)年11月の北海道拓殖銀行の破綻と山一証券の破綻は、バブル経済崩壊の象徴的な出来事でした。

バブル経済の崩壊により、企業は自己保身を優先する内向きの思考をするようになりました。不採算部門の整理統合や子会社化、「リストラ(リストラクチャ=再構築の略)」の名の下に行われた大規模な人員整理、投資の抑制などにより、失業と倒産を招き、日本経済は不況のどん底に墮ちることになりました。

バブル経済崩壊後、10年経っても経済の回復ができず「失われた10年」と言われましたが、やがて「失われた20年」と言われ、今日では「失われた30年」とも言われるようになり、日本経済は未だにバブル経済の後遺症に悩まされています。

【地方交付税】

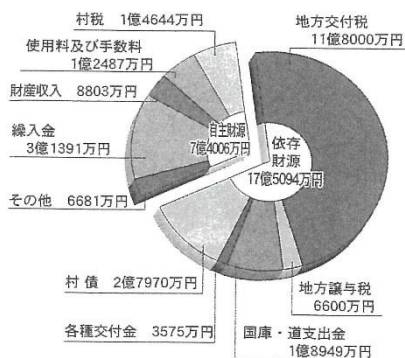
国民から税を徴収する名目はさまざまにありますが、「地方交付税」は直接に国民から徴収する税ではありません。国が徴収する税のうち、所得税と法人税の33.1%、酒税の50.0%、消費税の19.5%を、地方に交付する分として取り分けた財源を言います。名目こそ違え国税として徴収した財源ですから「税」という用語が使われています。地方交付税交付金とは、「地方交付税という財源から地方に交付されるお金」という意味になります。

交付金は、自治体が標準的な運営をする場合に必要な経費(基準財政需要額)と、標準的な状態で見込まれる自治体の税収(基準財政収入額)の差額が交付されることになっています。地方交付税には、総額の94%を交付する普通交付税と、災害対応などのために総額の6%を交付する特別交付税があります。

交付金は特に使途を制限されませんので、地方自治体にとっては自由度の高い、安定的な財源となっていますが、国の地方統制の手段ともなり、財政の中央依存を助長する両刃の剣でもあります。

なお、この他に国からの財政支援としては、国と地方の双方が関わる事務事業に対して交付される国庫負担金や、自治体独自の事務事業に対して恩恵的に援助する国庫補助金などがあります。

【忠類村の財政】



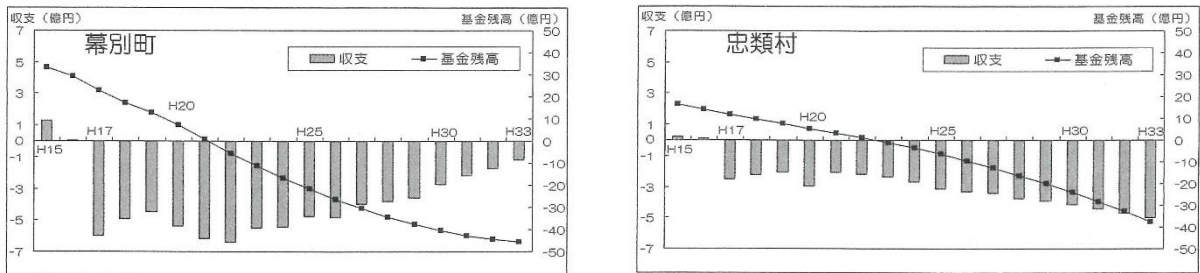
左のグラフは、忠類村最後の予算(平成17年度)の一般会計歳入(収入)の内訳を表したものです。自主財源はわずかに3割で、7割が依存財源であることが分かります。村債と呼ばれる借金を除いても、歳入の6割は国や道からの資金となっています。

※『広報ちゅうるい』平成17(2005)年5月号より転載

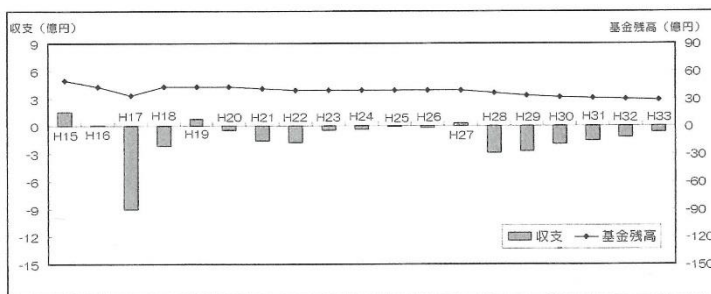
【自立した場合の財政推計】

下のグラフは、幕別町と忠類村がそれぞれ合併せずに自立した場合の財政推計です。単年度収支がマイナス(赤字)となり、かつ基金(貯金)残高がゼロになった時点を財政破綻と仮定すると、幕別町は平成21年に、忠類村は平成22年に財政が破綻すると推計されました。

※『合併協議に関する住民説明会資料(合併協定項目ダイジェスト版)』より転載



【新幕別町の財政推計】



左のグラフは、幕別町と忠類村が合併してひとつの町になった場合の財政推計です。単年度収支はマイナスであっても、基金(貯金)残高が減少することはないので、安定的な財政運営が期待されました。

※『合併協議に関する住民説明会資料(合併協定項目ダイジェスト版)』より転載

【合併までの行程】

合併するためには、合併する相手を見つけ、合併協議会での協議を経なければなりません。合併の相手を見つけるためには、近隣町村の行財政について事務レベルでの調査研究や情報交換、水面下での打診を行います。

関係自治体間で調整がつけば、合併協議会を設置することになりますが、通常はまず、法律(地方自治法)に定めのない任意協議会を設置します。ここでは合併した場合の財政推計や本協議での協議項目などが確認され、相互に本協議成功へ向けての感触が得られれば、次は法律に定められた法定協議会を設置します。成功へ向けての感触が得られないか、もしくは住民の反対が多ければ、組み合わせからの離脱や組み合わせの解消ということになります。

なお、任意協議会の設置については必ずしも議会の承認を必要としませんが、法定協議会の設置は議会の承認のもとに行われます。それは法定協議会が合併を前提とする協議の場であり、協議会の設置が自治体として合併の意思を示すことになるからです。

法定協議会では、あらかじめ合意した協議項目について協議しますが、要は後に関係自治体の首長が調印する合併協定書の原案についての協議が行われます。内容的には大筋、方向性の合意となり、細かな部分は「合併時まで調整する」として、協議終了後も調整が続きます。

関係自治体の合意が得られて協議が終了すれば、関係自治体の首長による合併協定書の調印を行います。これを受けて各議会が、「配置分合」「財産処分」その他の関連議案を議決して合併が決定します。

議会の議決を得ると、都道府県知事に対して合併の申請を行い、知事の認可を受けて総務省に上げられ、総務大臣が告示して合併が成立します。

【合併の方式】

自治体が合併する場合に、2つの方式があります。

ひとつは、関係自治体が集合して新しい自治体をつくる新設合併という方式です。この場合は構成自治体の法人格は喪失し、合併による新しい自治体に法人格が付与されます。

もうひとつは、自治体の境界を変更することで自治体を他の自治体に編入させる編入合併という方式です。この場合、編入される自治体の法人格は喪失します。

新設合併のことを対等合併といい、編入合併のことを吸収合併ということがありますが、これは法律用語ではなく通俗的な用語です。「新設」「編入」という用語は、合併して新しい自治体をつくる場合の、文字通

りの型式を表現しているに過ぎませんが、それを「対等」「吸収」と呼べば、合併する自治体の力関係まで含んだ表現となり、要らぬ誤解を招くことにもなります。

関係自治体の行財政のしくみをどのように統合するかという問題は、本来合併協議によって決まることであって、テーマごとに「対等」もしくは「吸収」の度合いも変わります。

用語は正しく使わなければなりません。「対等」「吸収」という語のイメージにとらわれて合併の議論をすれば、道を間違えることになるでしょう。

【対等の関係による編入合併】

更別村が離脱して、幕別との1町1村の組み合わせになった際に、人口規模の差もあり、合併協議を前進させることを第一に考え、忠類は編入合併を選択しました。

編入合併は俗に吸収合併とも言われるように、敗北感が伴ったイメージがあり、村民感情をいたずらに刺激する懸念もありました。そこで「対等の関係による編入合併」という考え方を公式な文書に残すことを、忠類から要請しました。すでにそれまでの協議を通じて築いた信頼関係をもとに幕別もこれを了承して、合併協定書に盛り込まれることになりました。

すなわち、合併協定書冒頭の「合併の方式」の項に、「次に掲げる合併理念のもと、忠類村を幕別町に編入する編入合併とする。」と宣言したあとに、合併の理念として「(1) 合併協議においては、新たなまちづくりのパートナーとして認め合い、互恵互譲の精神を持ちつつ対等の立場で協議を行うものとする。(2) 合併後の新町においては、住民の融和、新町の一体感の醸成及び新町全体の均衡ある発展に努めるものとする。」と定められました。

合併から何年経とうと、この理念はまちづくりのテーマとして、今なお存続し続けています。

【合併による財政の優遇措置】

合併によって幕別町が受けることができた財政優遇措置の主なものは、次の通りです。

- ① 合併市町村補助金(合併後3年間の合計上限額 2億1千万円)
「新町建設計画」にもとづいて行う事業で、域内の交流、連携、一体性の強化のために行われる事業に対する補助金。
- ② 普通交付税の合併補正(合併後5年間の合計額 2億3千万円)
行政の一体化や住民サービスの平準化に要する経費を普通交付税に上乘せして交付される。
- ③ 普通交付税の合併算定替え
合併しなかったとして旧町村ごとに算定した普通交付税の合計額が、合併後10年間保障される。また、保障期間終了後は激変を避けるため、5年かけて段階的に補正される。
- ④ 合併に対する特別交付税措置(合併後3年間の合計上限額 4億8百万円)
合併にともなうコミュニティ施設整備や交通インフラ整備、公共料金の格差是正、土地開発公社の経営健全化などの需要に対して包括的に交付される。
- ⑤ 合併移行経費に対する特別交付税措置(総務省調査の5割)
電算システムの統一など、合併が議決された日から合併の期日までに要する合併準備経費を特別交付税として交付。

この他に、合併した自治体のみならず許される有利な起債(借金)があります。ひとつは合併特例債(上限額 68億円)で、公共施設の整備や基金(貯金)の造成のための経費に使うことができます。充当率は対象事業費の95%で、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。つまり、事業を行う場合に事業費の5%の自己資金があればあとは起債で賄うことができ、しかも借りた元金と利息の30%だけを返済すれば良いというものです。

もう一つは、過疎債の特例措置です。旧忠類村は過疎地域に指定されていて、過疎債を起こすことができましたが、合併の特例により、過疎債の対象となっている地域で行われる事業については、合併後も引き続き過疎債を起こすことができるようになりました。充当率や償還経費については合併特例債同様に手厚く措置されます。

合併特例債も過疎債の特例措置も、期間は合併後おおむね10年とされましたが、幕別町においては、過疎地域である忠類の事業に過疎債を使い、過疎地域ではない本町・札内地区の事業には合併特例債を使うという「棲み分け」ができ、有利な起債を行う幅が大きく確保されたこととなります。

新町の財政改善を優先し、起債による公共施設の建て替えなどは控えようという、合併協議中からの暗黙の了解はありましたが、幕別本庁舎並びに札内支所の老朽化は著しく、合併特例債を利用して更新されました。

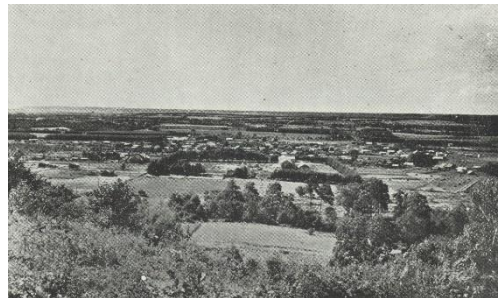
5 問われ直す自治の精神

(1) 戦後史の中の忠類

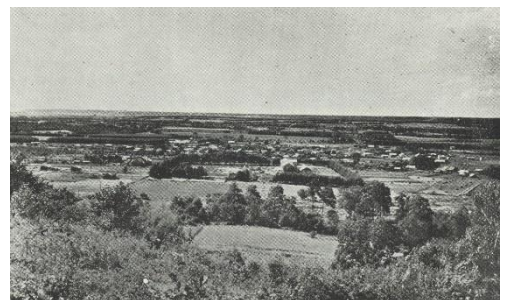
ア もう一つの忠類村史

第Ⅱ部「過去を学ぶ」では忠類の歴史を振り返りました。特に戦後（1945年以降）の出来事について多く述べました。それは昭和24（1949）年8月に大樹村から分村し、忠類村としての歴史がここから始まったからです。

戦後の忠類では、戦後開拓と呼ばれる新規入植者の流入、独立自治体としての行政の仕組みや施設の整備、酪農への転換と機械化・大規模化への取り組み、百合根栽培の成功、ナウマン象化石の発見、温泉の湧出、公園の整備等観光事業の展開と、輝かしい発展の歴史がありました。しかし、同時に過疎化が進み、村の存亡に関わるような衰退の歴史を歩んだことも忘れてはいけないことです。



ぶんそんとうじ ちゅうるいしが い
「分村当時の忠類市街」



ぶんそんとうじ ちゅうるいしが い
「分村当時の忠類市街」

発展・衰退を表す一つの指標として人口の推移を見ると、昭和24（1949）年の分村時に3,200人の人口は、昭和32（1957）年に3,700人に達し、これをピークに減少局面に入りました。昭和46（1971）年には2,000人台、平成7（1995）年には1,000人台となり、平成18（2006）年に1,800人の人口をもって幕別町と合併しました。（本書5ページ「世帯数と人口の推移」参照）

更に、世帯数の推移を見ると、昭和38（1963）年をピークに減少局面に入るものの、昭和55（1980）年からは増加に転じました。世帯数が増加して人口が減少するということは、1世帯当たりの人口の減少を意味します。このことから、少子化が進み、子ども世代が進学や就職により離村したことが推測されます。村に残った親世代が高齢になり、離村した子世代の元に身を寄せることになれば、人口はますます減少するという悪循環が始まっていたと言えるでしょう。

このように、輝かしく発展しているかに見える歴史の裏に、衰退の影がひそんでいたのです。昭和30年代から平成にかけての忠類の歴史を扱った第3章を「忠類の光と影」と題した理由はここにあります。

イ 戦後の経済発展と地方の衰退

昭和20（1945）年8月、日本はアメリカ合衆国と戦火を交えた太平洋戦争に敗れました。多くの戦死者を出し、物資の乏しい生活に耐えて、身も心も疲れ果て

た日本国民でしたが、平和と民主主義が保障され、豊かな暮らしを願って経済と社会の復興に取り組みました。

昭和30年以降の10年は、後に「高度経済成長期」と言われるように、我が国は目覚ましい経済発展を遂げました。その後も安定して経済の発展を遂げ、やがてアメリカ合衆国に次ぐ世界第2位の経済大国となりました。

戦後の経済発展を牽引したのは工業（製造業）でした。資源の乏しい我が国では原料を輸入し、それを加工して製品を輸出する貿易に活路を見出しました。技術革新が未だ進まない時代に工業（製造業）の発展を支えたのは、「集団就職」等で太平洋ベルト地帯等の工業地帯に就職した農山漁村の若者でした。工業の発展はまず地方からの労働力の吸い上げから始まりました。こうして製造・物流の中心地としての都市の繁栄が始まりました。

一方、地方においては農業の近代化が図られ、農業収入のみによって生計が成り立つ自立的農家の育成を目指して、昭和36（1961）年に農業基本法が制定され、生産品目の拡大や経営の大規模化が図られました。同時に零細農家の離農促進政策も進められ、離農した農家は職を求めて都市部へ移住することになり、地方都市への人口集中を招きました。

また、戦後の国土開発は目覚しく、田中角栄内閣（1972～1974）の「日本列島改造論」に代表されるように、「国土の均衡ある発展」の旗印の下、鉄路（新幹線）、道路（高速道路）、空路（空港）、海路（港湾）が積極的に整備されました。もちろん国全体の経済発展や国民生活の向上を目指した政策でしたが、結果として、人・物・金が一層大都市へ吸い上げられることになりました。ともあれ、戦後の経済発展は国民生活を格段に豊かにしました。特に、

昭和30（1955）年以降、政府は地方への経済利益の分配に力を注ぎました。地方交付税や各種補助金が充実し、市町村では庁舎や教育・文化・福祉関連の施設、道路を始めとするインフラ（日々の生活を支える基盤）が整備されました。

しかし、この分配する政策はやがて綻び、昭和50（1975）年には財政の不足を補う赤字国債（国の借金）が発行されることになってしまいました。この国家財政の立て直し政策として、中曽根康弘内閣（1982～1987）では、国が経営す



「新しく建てられた
日和地区の大型畜舎
昭和36（1961）年」



「舗装された国道236号線
忠類郵便局前交差点付近
昭和44（1969）年」

る事業を民営化しました。日本国有鉄道（国鉄）、日本専売公社、日本電信電話公社は、それぞれ J R（Japan Railways 旅客鉄道株式会社）、J T（日本たばこ産業株式会社）、N T T（日本電信電話株式会社）となりました。更に、小泉純一郎内閣（2001～2006）では、郵政と日本道路公団が分割民営化しました。

特に、日本国有鉄道は地域ごとに六つに分割して民営化されました。大都市圏や新幹線をかかえる J R 東日本・J R 東海・J R 西日本等は採算がとれたものの、採算がとれない地域では赤字路線の廃止が相次ぎました。昭和62（1987）年広尾線が廃線となり、忠類駅が廃止されたのもこの流れの中にありました。

（2）忠類村の歴史の独自性

ア 三度に渡る大きな選択

忠類村の歴史の独自性はどこにあるのでしょうか。

それは、大樹村から分村したこと、昭和の大合併で北海道知事の合併勧告を拒絶し村の自治独立を守ったこと、そして、平成の大合併で政治や経済の変化にあらがい切れずに幕別町と合併したことの中にあります。

つまり、忠類村が、戦後の歴史の中で、三度に渡って自分達の郷土をどのように建設し、どのように守り、どのように存続させていくかという選択を迫られたことです。忠類村の歴史の独自性は、自治とは何かを問い続けたことにあります。

イ 郷土建設の志

大樹村からの分村は大樹本村優先の行政への反発から決断されました。分村当初は、小さくても自主独立の村を創り上げようという意気込みにあふれていたことでしょう。その意気込みが昭和の合併勧告の拒否につながりました。分村そして合併勧告の拒否を経て、忠類村は役場や住民の別なく、自分達の村の建設に真剣に取り組みました。

「自助（困難に対して自力で対応すること）、共助（困難に対して共同体や住民同士で助け合うこと）、公助（困難に対して行政の力を借りること）」という言葉がありますが、忠類村では「共助」が盛んになりました。自分達の村は自分達で守るという精神、決意の表れだったのでしょう。

人口もさして多くなく、財源も乏しい忠類村でしたが、村民に理解を求めながら財政の節約に努めました。高度経済成長を経て、国から地方への財源の分配が安定するようになって、財政の効率的な運用と人口減少抑制の村政は続きました。人口減少抑制として、国の補助政策による公営住宅や村単独事業による特定公共賃貸住宅を整備しました。そして、「住んでみたい」「住んでいてよかった」と言われる村を目指して、宅地開発を行い格安に販売する、定住補助金や住宅建設補助金を設ける、温泉整備等の観光分野に力を入れて村外から人呼び込む等、各種の施策を講じました。更に、学校給食の充実や子ども医療費無償化等、子育て支援も

行いました。村民は村政運営の方針を理解し、「共助」の力を発揮して足りないところを補う協力をしました。分村以来50年の独立自治は、こうして守ることができたのです。

ウ 合併の賛否をこえて

平成13（2001）年に忠類村役場内に合併問題の調査研究会を設置し、合併問題に取り組み始めてから平成18（2006）年の新しい幕別町の誕生まで、5年の歳月を費やしました。

昭和の大合併を知るみなさんは、「合併すれば村がさびれる。」「合併すれば大きな町の言いなりになってしまう。」と危機感をあらわにしました。また、昭和の大合併の際に北海道知事からの大樹町との合併勧告をはねのけて自主独立を守ったといういきさつから、「分村から50年守り通した自主独立の灯火を、今後も守り通したい。」と思いを語るみなさんもありました。更に、「役場は財政が苦しいから合併を考えなくてはならないと説明するが、合併せずに自立する道を真剣に考えたのか。」と、役場を問い詰めるみなさんもありました。加えて、「役場は合併することを前提にして調査研究・住民説明・合併協議を進めている。」と、合併協議そのものの進め方を批判する意見もありました。このように、村への愛着や合併後の不安、合併協議に対する理解不足等、様々な合併反対の意見が出されました。

それに対して、合併に賛成するみなさんは、人口の減少や財政の窮乏によって村



「合併後初めて開催された
忠類地域住民会議
平成18（2006）年2月27日」

が破綻することを心配して、合併することで郷土の存続をはかろうと考えたのでした。

合併に反対するみなさんも賛成するみなさんも“生まれ育ち、暮らしを営んでいるこの郷土を失いたくない”という強い思いが根底にありました。

合併したことで、郷土の将来が未永く保障された訳ではありません。常に自治とは何かかという問題に向き合い、郷土振興の営みを続けいくことが必要です。

三度に渡り大きな選択を迫られ、自治とは何かという命題を問い直し、郷土を守らんとした先人の営み、そしてその志を、若い世代のみなさんに学んでもらいたいと切に願っています。

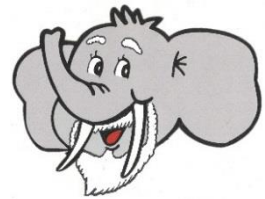
丸山黄金伝説



「丸山黄金伝説」聞いたことがあるかい？
国鉄広尾線のところでもふれられているけど、国鉄の汽車の車内アナウンスで紹介されるほど有名な伝説なんだ。
では、丸山黄金伝説を掘ってみよう。いや、「丸山黄金伝説」を掘り下げてみよう！

「丸山黄金伝説」とは

今から150年以上も前のこと、時は幕末。
御用船（幕府や松前藩が運送を委託した船）をねらって荒らし回っていた「鬼雷丸」という海賊船がおったそうじゃ。
ある時、鬼雷丸は松前藩の船に追われて逃げ回り、たどり着いたのが丸山じゃった。海賊たちは財宝を丸山に埋めて逃げる事ができたのじゃが、運悪く、いや悪運つきて、襟裳岬の沖で難破してしまったのじゃ。
命からがら生き延びた海賊に「阿部健白」という者がおったそうじゃ。健白は、自分の子どもに、丸山に財宝を隠したことを話したそうじゃ。
それから50年ほど後、大正時代。健白の子孫が息子に丸山に財宝を隠したという秘密を打ち明けたそうじゃ。これにより、忠類の丸山に財宝が埋められている、財宝は黄金だと言われるようになったんじゃ。これが一番有名な「丸山黄金伝説」じゃよ。
実は、丸山には、この話とは違ういくつかの黄金伝説が語り継がれているんじゃ。



物知りパオじい



☆江戸時代の蝦夷地☆

松前氏は、徳川家康から蝦夷地交易の独占権を認められ、松前藩として最北の地に幕末まで存続しました。松前藩の財源は、年貢米によるものはなく、アイヌとの交易が主なものでした。農業を基盤とした幕藩体制には例外的な藩でした。また、金山は幕府の直轄でしたが、蝦夷地は遠方のため、松前藩が管理することを許されていました。松前藩は砂金を財源の一つとし、砂金を幕府に献上していました。

江戸時代には、何万人もの砂金掘りが各地から流入するほど、蝦夷地では「ゴールドラッシュ」が起きました。この「ゴールドラッシュ」も「丸山黄金伝説」と結びついたりと考えられます。

☆魔の山“丸山”☆

アイヌのみなさんは、丸山（チョマイワまたはチョマナイ）を魔の山と恐れていました。その理由は、「簡単アイヌ語講座」に記した通りです。忠類のシンボル丸山は、未開の原野の時代から神秘的な力を秘めた存在だったのです。

☆財宝探しの歴史☆

昭和10～11（1935～36）年に下土幌の青年二人が、昭和30（1955～）年代の終わり頃には東京から来た学生と地元の砂金掘りをしている人が発掘しました。

昭和50（1975）年には、ダンプカー2,400台以上の土砂を掘り出す大規模な発掘が行われました。この時には、日本テレビ系「テレビ三面記事ウィークエンダー」で紹介されました。

財宝はまだ発見されていない。
黄金を掘り出すゾウ！

